

# 政策資料

No.267

《復刊162号》  
1988年12月1日

巻頭言 安田修三 .....1

## [特 集]

### I 税制関係

- 税制に関する基本構想 .....2
- 共同要求 .....5
- 「不公平税制是正の共同提案」に対する自民党の考え方を批判する .....7
- 「不公平税制是正の共同提案」に対する自民党の考え方 .....12
- 公聴会日程採決について強く抗議しその撤回を要求する .....14
- 抗議談話 .....15

### II リクルート関係

- 中曾根内閣の「政権汚職」の全容究明を 16
- 党声明 .....19
- リクルート疑惑徹底究明に関する決議 20

## 〈資 料〉

- 皇位承継の儀式等についての申し入れ  
他関連資料 .....21
- 韓国訪問に当たって・訪韓団報告 .....27
- 議員定数に関する最高裁判決について 32
- 「原子力の日」にあたって・申し入れ 32
- RMA提訴「却下」についての談話 34
- 米大統領選挙結果について .....35

## 今日の焦点

- 21世紀にむけた国民本位の交通政策の確立のために .....36

日本社会党政策審議会



# 言頭巻



## 現実性ある

### 地方分権政策を

安田修三

政策審議会副会長

首相の諮問機関である第二十二次地方制度調査会が九月二八日に発足、当日第一回総会が開かれ、審議項目を決めた。今回の諮問は「最近の社会情勢の変化に即応した地方行政財政制度の在り方」についてである。

総会では、竹下首相があいさつで「私はふるさと創生を提唱したが、自ら考える地域づくりが必要だ。政府としてそうした地域づくりの努力を積極的に支援する」と述べた。また前の調査会で答申した「農地転用、都市計画など国から地方への十六項目の権限移譲」については、臨時行政改革推進審議会で審議することが妥当との考え方を示

した。梶山静六自治相も、権限移譲に難色を示す各省庁の縦割り行政を調整して実行に移すには、行政審あたりが適当ではないかと述べたが、共に責任と決断の回避にほかならない。

調査会の第二回総会は十月二十五日に行われ、第一回総会の諮問事項を第二十一次調査会からの申し送りの二項目に整理し、さらに国からの権限や財源の移譲と当面の行政財政問題、併せて四つの審議項目とし、行政小委員会、財政小委員会に分けて審議を開催した。

申し送りの二項目は①過疎化が進み活力を失いつつある小規模町村のあり方②東京都・区制と政令指定都市など大都市制度のあり方

——で過疎、過密が一層進む中で、答申がまとまれば、極めて興味深いものとなる。

この審議項目に対しても、人口が小規模の町村では、合併促進のシナリオができないかと警戒している。

一方、東京二十三区内で大・小の格差ができ、区を一般都市並みの地方公共団体にするよう要望がでる半面、清掃などが区毎に分割された場合、円滑な業務が阻害されるという問題が浮び上がるなど、容易ならぬ課題の解決が待ちうけている。

問題はこうした過疎、過密が「地方の時代」「多極分散型国土の形成」という政府のキャッチフレー

ズとは逆に、より一層進む原因をつきとめることだが、それは地方制度調査会では無理であり、所詮現象面だけをさわらざるをえないであろう。

東京の一極集中を地方に分散させたままのものを地方に拡散するだけでは、解決にならない。

また地方圏の中でも過疎、過密の自己増殖を進行させていては、やはり解決にならない。

東京には国際的、政治的、経済的な役割がある。そうした統治上必要とする機能以外は、行政、財

政の権限を地方に移し、政治、経済、文化共に、地方の地域相互間で依存し合うようにしなければならないであろう。

政権についていよいよが党が、この問題の具体的な政策を、地域住民の立場でまとめることができれば、党の自律性と政策の現実性に評価が高まり、政権への道が一つふえる。

(やすだしゆうぞう・衆議院議員)

I 税制に関する基本構想

係

一九八八・一〇・一八

税制に関する基本構想

日本社会民主党  
社会民主連合

(1) 趣旨・国民合意の税制改革のために

政府・自民党は、消費税という公約違反の大規模間接税を中心とする税制改革六法案の国審議を急ぎ、成立を強行しようとしている。

与党の首脳にかかるリクルート問題の徹底究明に対して、背を向けたまま消費税を導入しようとしていることに、国民は強い不信を示している。このように国民多数の世論と意志に反するものを、国会多数の力で成立を強行しようとしていることを、われわれは容認の意志を表明しており、消費税導入を中心とする政府案への国民合意は何ら形成されてい

われわれは税の基本は国民の信頼と合意で

あると確信している。また長期にわたる抜本的税制改革は、どういう国民負担でどういう社会を国民に約束するのかを鮮明にすべき問題であり、言うならば二一世紀日本の設計図づくりともいうべき重要な意味をもつていてと考える。しかし政府は、そういう税制改革の理念も目標も国民に明確に語ることもなく、民主的な手順を無視して、ただひたすらに大型間接税導入だけを急いでいる。このような状態で政府案が強行されるならば、税制に対する国民の信頼は崩壊するであろう。

このような重大な段階にあたり、われわれは国民合意の税制改革のために、ここに税制の基本的原則と二一世紀を展望する目標、さらに税制改革の手順・民主的ルールを「税制改革の基本構想」として共同して提案する。ここに提唱する「五つの原則・五つの手順」の内容は、国民合意をめざす道をわれわれが真剣に検討した結果であり、国民的コンセンサスを表現するものと確信する。

この共同提案は、われわれが今日まで税制改革の基本要求として提起してきた内容——すなわち日本社会党土井委員長の「税制改革の四つの基本要求」の提唱、公明党矢野委員長の「税制改革基本法」の提唱、民社党塚本委員長の「税制改革の三原則」の提唱を基礎にし、四野党政策審議会長・政策委員長の二回にわたる合意事項——「税制改革の五つの手順」と「政府・自民党の税制改革大綱に対する共同見解」とあわせて共通の見解としてとりまとめたものである。

われわれは国会でまずこの提案を徹底的に討議することを強く要求する。税制改革の基本構想から個別の各論へと議論するのが当然のスジであり、それを抜きにして、世界の間接税制に例のない仕組みの、問題の多い消費税を急いで强行するなら深刻な矛盾が起こるであろう。われわれは国民合意で二一世紀時代に責任をもつ税制改革のために、この提案の実現をめざして力を合わせ、真剣に努力する。

## (2) 税制の五つの原則

### ① 国民合意の原則

税制の最も重要な基礎は、民主主義と国民合意である。税制改革にあたっては広く国民の参加を保障し、国民に情報を公開し、合意を形成することが何よりも重要である。その

ために必要なあらゆる努力を行なうべきである。

### ② 公平・公正の原則

税負担の不可欠の原則である公平・公正を確保するために最大限の努力を払い、不公平税制は正を徹底し、税に対する国民の信頼と民主的な納税意識を確立する。

### ③ 総合課税と応能負担の原則

税制の基本に総合課税主義を置いて負担の公平を期すとともに、社会の変化に即応する応能負担原則を確立する。わが国の税制の歴史からみて、直接税を根幹とし間接税を補完とする制度をとる。

### ④ 地方自治尊重の原則

憲法に基づく地方自治の本旨を尊重し、分権と自治の発展のための地方財政の確立を展望するものとともに、国と地方を通ずる行財政の長期展望に基づく改革を推進する。

### ⑤ 福祉社会の原則

二一世紀時代を展望し、国民負担の理解と合意が得られるよう、福祉の社会を築くための充分な計画の策定と実施が重要である。また税制を通ずる社会的再分配機能が健全に機能するよう資産課税の適正化、低所得者、社会的弱者等に充分配慮する。

## (3) 税制改革の五つの手順

① 民主的ルールによる改革を

税制は、社会の最もベーシックな政策であるだけに、改革の手順が民主的であることが重要であり、それが国民合意の基礎条件である。今回の税制改革にあたって、選挙で国民に公約したことに対する国民の信頼と強行しようとしていることは民主国家として認められないことである。

近代議会政治の原点であるタックス・デモクラシーの原則からしても、税制改革は本来国会合意で決められるべきものであり、多数の力で決するのではなく、国民世論の合意を見極めて行われるべきものである。このようない立場から、税制改革への国民合意のためにあらゆる努力を講ずるべきである。

### ② 最優先課題として徹底不公平是正を

あらゆる世論調査を通じて「現在の税制は不公平」とする国民の声が約八〇%を示しており、徹底的な不公平是正是税制改革の最優先課題となっている。しかし、政府案は極めて不充分であり曖昧である。われわれはその打開策を一〇項目共同提案として具体的に提示した。現在これについての国会審議と与野党政策担当者による協議が行われているが、国民の不公平感を解消するために抜本改革の機会にふさわしい明確な結論が必要であると考える。われわれは株式・土地などの資産課税をはじめ、国民の不公平感を解消して税

制への信頼を回復する明確な具体策を要求する。

それは税制改革の最も重要な前提条件である。

### ③ 行財政改革の長期展望を

国民が公平に納めた税金を、よりよき社会のために効果的に支出するのが税制と財政の原点である。しかし今日までの政府の財政政策には大きな歪みがあり、二一世紀を安定して展望するものとはなっていない。国民合意の税制改革のためには、財政の歪みの是正、二一世紀時代を展望する行財政の改革、ニューディケント時代への対応などを明確にすることが必要であり、財政再建についても政府所有株の売却など新しい計画が必要である。これらについての真摯な姿勢を鮮明にすることなしに新たな税負担への合意は得られない。

われわれは、その長期展望を国会で明らかにするよう政府に要求し、充分な審議をしていく。

### ④ 福祉政策の長期展望を

政府は税制改革と大型間接税導入の理由として、高齢化社会の進行と安定した福祉財源の必要性をあげている。しかし高齢化社会についての責任ある政策は何も示されていない。今後の社会を展望した責任ある政策努力なしの増税計画では、政策的怠慢といわなければならぬ。われわれは二一世紀を展望した福祉の総合計画を策定し、国民に提示すべ

きであると考える。このような視点から、「二一世紀福祉総合計画」ともいうべき政策を明らかにするため、各界の協力を求めつつ充分

な議論を行い、福祉ビジョンを確立する。それなしに大型間接税導入を急ぐことは認められない。

### ⑤ 国民合意のための充分かつ慎重な討議を

国民合意の税制改革のためには拙速を避け、必要で充分な期間をかけなければならぬ。経済と税収が極めて好調な現在、充分な時間をかけて討議し国民合意をはかるには、いまが絶好の機会である。国会での成立を急ぐべきでない。政府・自民党の拙速・強行の態度に強く反対する。

われわれはここに以上の「税制改革の基本構想」を提唱するとともに、二一世紀を展望した国民合意の税制改革を実現するために、国民の皆様と力を合わせ、建設的かつ真剣に努力するものである。

(参考)

## 野党が発表してきた基本的見解

### (1) 各党の発表した税制改革に関する基本的見解

\* 社会党：四月一六日・土井委員長談話（福岡）

（税制改革についての四つの基本要求）

その中で①選挙公約・政府公約・国会決議を守ること、②徹底的な不公平是正、③軍事予算拡大をやめるなど財政洗い直し、④中長期の福祉政策展望なしの増税計画は認められないことを指摘し、三年間の国民的討議を求めた。その後札幌談話（5/28）で「税制改革基本法を制定せよ」という意見はもつともである」とのべている。

\* 公明党：八月五日・矢野委員長発表（大阪）

（税制改革基本法要旨について）

税制改革の中身について考え方方に大きな開きがある。そこで税制の抜本改革の趣旨・手順及び基本方針を法律的に明らかにするため「基本法」を提唱する。これに基づいて時間をかけて国民合意の税制改革を進めよう。一六項の基本法要旨のなかで税制改革の目的、手順（現行の不公平税制の是正のための第一次改革、高齢化社会対応の第二次改革）を明かにし、一層の行政改革を推進する

進し、税制改革協議会を設置して改革案を策定することを提案した。

\* 民社党：六月一五日・塚本委員長談話（ソウル）

〈税制改革の三原則について〉

①六三年度減税を抜本改正と切りはなし実行する。

②不公平是正について政府案を提案する前に各党協議の場を設け、徹底的な論議を行ふ。

③不公平是正について政府案を提案する前に各党協議の場を設け、徹底的な論議を行ふ。

④新型間接税導入に手をつける前に「行財政改革の中期計画」「福祉ビジョン」を国民の前に提示するよう要求する。

政府がこれらに実行を約束し誠実に取り組むならば国会審議に真剣に対処したい。

## (2) 四野党政策責任者による共同見解発表

\* 今後の税制改革について（八七年一二月二三日）

〈税制改革の五つの基準について〉

- ①税制改革の民主的ルールを守ること
- ②まず徹底的不公平是正を行い、減税を実施すること。
- ③現在の財政構造を洗い直すこと。
- ④中長期の責任ある福祉政策を確立すること。
- ⑤三年間の国民的な税制改革討議を行うこと。

（ソウル）

\* 税制の抜本的改革への共同見解（六月二〇日）

〈政府・自民党の「税制改革大綱」に対する五つの共同見解〉

①徹底的な不公平是正

- ②「大綱」の矛盾・国民合意は得られない
- ③行財政構造の見直し・中長期の明確な展望を
- ④福祉政策の長期展望を示せ
- ⑤拙速でなく合意の改革を

一九八八・一一・一

# 共 同 要 求

—「不公平税制是正」と「税制の基本構想」の協議と審議をふまえて—

日本社会民主党  
社会民主連合

われわれは国民合意の税制改革をめざして、「不公平税制是正の共同提案」を提示して与野党間の協議と委員会での審議を行い、さらに「税制に関する基本構想」を提案して委員会での討議を行つてきた。これは政府・自民党がただひたすらに消費税導入だけを急ぎ、税制の原則も、改革のるべき手順も放棄していることに対し、真剣に国民の意志を提示しようとしたものである。

この提案について、今日までの協議と審議を振り返つてみると、若干の成果は見られたが、まだまだ不充分であり、大切なことが認められていない。われわれは、政府提出法案の前提条件として、それらを開拓する議論をさらに真剣に展開し、提起した主要な課題について結論をつけることが、国民合意の税制改革のために不可欠であると考える。このような立場から、どうしても結論をつける

べき主要な課題をここに共同で提起し、政府・自民党の誠実な対応を強く求めるものである。

### (重点要求事項)

#### 一、「不公平税制是正の共同提案」について

1、資産課税への対応措置を明確にすること  
われわれは資産課税の強化を、不公平是正の最も重要な課題と考えている。いまこれを決断しなければ、社会の歪みと格差は大きく拡大することになるであろう。この

ような立場から、  
① 株式譲渡益課税の改革に関して、四年後に総合課税に移行することを明確にし、そのための不可欠の前提として納税者番号制を導入することとし、具体的な検討と準備をすすめる。

② 土地問題への基本政策を明確にし、土地税制を新しい観点から再構築する。われわれが「土地基本法」を提案して指摘しているように、西欧の経験を参考しながら土地政策の新しい展開が求められており、土地税制についても地価上昇が社会開発による利益は社会に還元すべきであり、そのような新しい視点から保有税・相続税・譲渡益課税の制度を抜本的に洗い直し改革を急ぐこと。

#### 二、「税制に関する基本構想」について

3、その他の七項目について、目標を明確にすべきであり、単に「検討事項」にする態度では了解できない。

#### 2、政治家の資金集めのパーティ課税を実施すること

竹下首相はじめ政府の態度が後退しているのは極めて遺憾である。政治家とカネの現状について、国民に襟を正す証拠として決断すべきである。

われわれは国民合意の税制改革のためには拙速を避け、必要で充分な時間をかけるようまいであり、抜本改革にあたつて国民に理解を得られるものではない。これは、税に対する国民の信頼を確立するための不可欠の原則として提起したものであり、改めて明確な態度を求める。

#### 3、行政の改革について、さらに明確な内容にすべきである。二一世紀を展望した行政改革・財政運営の目標と財政再建の新しい計画・ニューデータント時代への対応などについて、より具体的な対策を明示するよう求める。

3、厚生省・労働省の「基本的考え方と目標」はこれまで提起されていった政策の枠を出たものではなく、年金・医療保険についてもわれわれの要望にこたえていない。福祉政策について、国民が実感として了解できる具





# 「不公平税制是正の共同提案」に対する自民党の考え方について

四野党共同提案

自民党の考え方

「自民党の考え方」の問題点とわが党の態度

## (1) 有価証券譲渡益課税

### 証券取引カード制の導入

有価証券譲渡益の補足・名寄せを徹底するため、利子課税の見直しに合わせ納税者番号制度を四年後に導入し、総合課税化をはかる。

当分の間は、証券取引カード制（証券取引だけを対象とするカード制）の導入と証券会社に対する売買報告の義務付けを行い、申告分離課税を徹底する。証券取引カードは、四年後の納税者番号制度の発足時に、納税者番号に吸収する。

### 創業者利得課税を新設する。

③ 未公開株の公開後売却への課税については、源泉分離課税を認めず、申告分離課税とする。

④ 大口短期のいわゆる「株上げ」について、改善策を講ずるとともに、発行済み株式の一%以上を取得して一年以内に売却した場合は重課する。

⑤ インサイダー取引の規制強化、未公開株の公開のルールの見直しなどを目的に、証券取引法を改正する。

- 所得捕捉の適正化や最高税率のあり方との関連を踏まえつつ株式売却益についても総合課税化を検討する。利子課税の見直しに合わせて株式売却益課税のあり方を見直すことは適切である。納税者番号制の導入については、税制調査会において審議が進められている。証券取引だけを対象としたカード制は、資金シフトを誘発し、資本市場混乱のおそれがあり、難しい。

- 創業者利得課税や未公開株の公開後売却への課税の問題については、具体的な仕組みをまとめて、今国会中に処理したい。
- 大口短期のいわゆる「株上げ」については、証券取引審議会で審議し、改善する。課税については、株式売却益課税の見直しに合わせて見直す。
- インサイダー取引については、改正証券取引法を適切に運用させる。
- 未公開株の公開のルール等については、証券取引審議会の審議を踏まえ改善する。

☆ 創業者利得課税などについては、今国会中に処理するというが、具体策は明示されていない。

☆ 「大口短期」や未公開株の公開ルールの問題については、証券取引審議会を楯に、改善策の明示を回避している。法運用による対処にとどまつたインサイダー取引問題と合わせて考えると、証券市場の健全化に真剣に取り組んでいるとは到底言えない。

☆ リクルート問題等を考えれば、国民の期待に応えるためにも株式売却益に対する総合課税化の推進、「大口短期」に対する重課、未公開株の公開ルールの適正化、不公正取引の規制などに早急に取り組むべきである。

## (2) 土地税制

① 固定資産税評価額を公示価格水準まで引き上げ、地価評価の一元化をはかる。その際、居住用資産については三三〇m<sup>2</sup>まで、営業用資産については総床面積の五倍まで、それぞれ減免措置を講ずる。なお、三大都市圏の市街化区域内農地については、都市計画等で農地や緑地として保存することにした場合には、減免措置を講ずる。

② 相続税評価額を公示価格水準まで引き上げ、地価評価の一元化をはかる。その際、居住用資産については、三三〇m<sup>2</sup>まで減免措置を講ずる。

③ 土地の長期譲渡所得課税について分離課税を実施し、土地の値上がり率に見合い数段階の税率を設定する。

## (3) 政治資金パーティ課税

政治資金集めを目的とするパーティーに対して、二〇%分離課税を行う。

○ 政治資金の基本的あり方と関連するので、税の面だけで捉えるのは不充分。引き続き専門家の間で検討・協議し、今国会中に結論を得る。

## (4) 医師税制

① 昭和五四年の大蔵委員会の全会一致の附帯決議にそつて、合理的医師税制を本則として規定する。

○ 政府案でも是正案を盛り込んでおり、まづこれを実施する。

☆ 政府案は批判に応えるものになつておらず、不充分である。

○ 土地税制については、土地基本法制定をも踏まえた抜本的土地政策の一環として検討する。

○ 相続税については、政府提案の方向にそつて対処する。

☆ わが党の要求によつてようやく土地基本法制定を言い出したが、土地対策は後手後手に回っている。こうして、土地保有課税、譲渡益課税についても何らの改善策も示されていない。

☆ この間の地価急騰に併う資産格差拡大の是正策は急務であり、居住権等の確保を前提に、評価の一元化等を柱にした資産課税の適正化策を今国会中に明らかにすべきである。また、法人に対する土地増価税、個人に対する富裕税の創設を真剣に検討すべきである。

☆ 政治姿勢・政治資金については、ロツキード疑惑などにみられるように、長年の懸案であるが、リクルートでまたしてもの感があり、今国会中に必ず国民の納得を得られる結論を出さなければならぬ課題である。世論の批判に応えるために、政治資金パーティ課税は今国会で真っ先に処理すべきである。

四野党共同提案

自民党的考え方

「自民党的考え方」の問題点とわが党の態度

(2) 社会保険診療報酬の適正化、医療水準の確保、地域医療の確立、実経費率などを勘案しつつ、社会保険診療報酬に係る概算経費率の特例を廃止の方向で段階的の特例を廃止の方向で段階的に見直す。

みなし法人課税

- ① 「小規模企業税制」を創設する。
- ② 昭和六八年の適用期限を考慮し、二～三年中に結論を得る。

企業税制

- ① 貸倒引当金繰入率を実態に合わせ段階的に引き下げるとして、初年度においては、三五%圧縮する。
- ② 支払配当軽課制度を段階的に廃止して留保分の税率に一本化することとし、初年度においては、三二%から三五%へ引き上げる。
- ③ 受取配当益金不算入割合を段階的に五〇%まで圧縮することとし、初年度においては、八〇%に圧縮する。

国際課税制度

- ① 国外所得割合を八〇%に圧縮する。
- ② 控除余裕額・控除超過額の繰越期間を二年で短縮する。

まえ、引き続き検討し、四～五年を目途に結論を得る。

○ サラリーマンや個人事業主の間や個人事業主と同族会社の間のバランスを勘案しつつ、小規模企業税制を問題も含め、二～三年中に結論を得る。

「自民党的考え方」の問題点とわが党の態度  
報酬の適正化、医療の改善、地域医療の確立などを勘案しつつ、社会保険診療報酬に係る概算経費率の特例を廃止の方向で段階的に見直す方針を明示すべきである。  
☆ 社会保険診療報酬の事業税非課税についても、検討すべきである。

☆ 二～三年中に「小規模企業税制」を創設し、みなし法人課税制度を廃止する方針を明示すべきである。

- 全体として法人の税負担軽減がはかられる中、引当金がどうあるべきかについて二～三年を日途に検討する。
- 支払配当軽課制度については、野党提案の通り実施する。
- 受取配当益金不算入制度については、政府案にもは正案を盛り込んでいる。
- 租税特別措置については、引き続き整理合理化に努める。

- ☆ 引当金等を検討するというだけでは、全く不充分である。貸倒引当金繰入率については、貸倒実績率に近づけるため、引き下げるとともに、賞与引当金の見直し、退職給与引当金の適正化の実施を明記すべきである。
- ☆ 支払配当軽課の廃止、受取配当益金不算入については、野党の提案にそつて実施すべきである。
- ☆ 租税特別措置の整理合理化というが、具体的な項目、方策を明らかにすべきである。
- ☆ 外国税額控除制度については、外国所得

③ タックスヘイブン対象国・地域を拡大する。

④ タックスヘイブン濫用規制を強化する。

案している。

- タックスヘイブンの濫用規制については、タックスヘイブン国の追加指定等規制強化を今年度中に実施する。

#### (8) 宗教法人等公益法人課税

- ① 収益事業の範囲を拡大する。
- ② 収益事業から非収益事業への所得移転に對して課税する。
- ③ 金融資産への課税を強化する。
- ④ 軽減税率を中小法人の税率に合わせる。
- ⑤ 認可・行政指導を適正化する。

#### (9) 赤字法人

- ① 各種費用の損金算入を適切に見直す。
- ② 外形標準課税の導入を検討する。
- ③ 株や土地の売却益に對して分離課税を実施する。

#### (10) 個別物品税の改革

- 受益者負担、環境保全、省資源、消費抑制などの観点を踏まえ、見直す。

割合は八〇%に圧縮し、控除余裕額・控除超過額の繰越期間は二年に短縮すべきである。

- ☆ 外国税額控除制度については、総額限度額方式から国別限度額方式への移行を検討すべきである。

☆ 公益法人の課税等について、是正の必要性が明らかにされたことは評価できるが、軽減税率、収益事業の範囲などさらに具体的に詰めなければならない。

- 収益事業の範囲については、実態にそくし適切に対応する。
- 収益事業から非収益事業への所得移転に對する課税、金融資産への課税、軽減税率については、公益事業の遂行に与える影響を考慮しつつ見直す。
- 主務官庁において、適切な指導・監督に努めるとともに、適正な税務執行に努める。

- 意図的な赤字申告については、執行面で対応する。
- 外形に着目して負担を求めるることは難しい。
- 赤字法人に適切な税負担を求める具体策については、検討する。

☆ 税務執行面で対処するというが、執行体制強化の具体策が問われる。

☆ 制度的には検討するというだけで、外形標準課税、土地の長期譲渡所得に対する分離課税や株の「大口短期」に対する重課など有効な方策が放棄されている。

☆ 確かに、現行個別間接税には矛盾があるが、それを大型間接税導入の口実にすることは絶対に認められない。大型間接税によつては間接税の矛盾が解決できないばかりではなく、矛盾は拡大する。

☆ 経済・社会政策上の観点から、個別間接税の適切な見直しに最大限努力すべきである。

# 「不公平税制是正の共同提案」 に対する自民党の考え方

## (1) 株式売却益課税

株式売却益について、総合課税を目指すべきではないかとの指摘については、所得把握の適正化や最高税率のあり方との関連を踏まえつつ、検討することに異存はない。今般の政府提案においては、株式売却益の把握体制の現状等を考慮し、当面の措置として分離課税を提案しているが、利子課税の見直しに合わせて株式売却益課税のあり方を見直すことは適当と考える。

## (2) 土地税制

土地税制の重要性については、十分認識しているところである。評価の適正化については、提案の趣旨を踏まえ、引き続き推進する。

創業者利得課税や未公開株の公開後売却へままで處理したい。なお、証券取引だけを対象とするカード制は、資金シフトを誘発し、資本市場混乱のおそれもあり、難しいと考える。

## (3) 政治資金パーティ課税

政治資金パーティへの課税問題に関して、政治家がまず襟を正すべきであるとの考え方には同感である。ただし、この問題は、政治資金の基本的あり方と関連するので、税の側面だけでとらえるのは十分でなく、引き続き専門家の間で広範な角度から十分検討・協議を開始した証券取引審議会の審議結果を踏まえ、改善策を講じさせる。

## (4) 医師税制

医師税制については、政府案においても是正案を織り込んでおり、まずこれを実施させてもいいたい。

今後の医師税制のあり方については、政府案の実施状況を踏まえ、五四年の大蔵委員会

るが、さらに土地問題における税制面の適切な対応については、基本的には土地対策全般との関連において考えるべきものであり、土地基本法制定に関する作業をも踏まえ、土地の取得、保有、譲渡等に対する課税につき抜い。その際開発利益の社会還元の重要性についても十分留意することとしたい。

なお、相続税については、土地評価につき

実態に即した見直しを図りつつ、今回の政府案で負担の適正化を提案しているところであり、今後ともこの方向に沿って対処したい。

なお、相続税については、土地評価につき実態に即した見直しを図りつつ、今回の政府案で負担の適正化を提案しているところであり、今後ともこの方向に沿って対処したい。

の附帯決議、指摘されている諸要素を勘案して、引き続き検討し、四五年を自途に結論を得ることとした。

#### (5) みなし法人課税

みなし法人課税については、本年より事業主報酬の額を実質的に制限する措置が講じられたところである。今後この適正化措置の実施状況を踏まえ、サラリーマンと個人事業主の間や個人事業主と同族会社の間のバランスを勘案しつつ、小規模企業税制の問題も含め、引き続き検討し、制度の適用期限（昭和六八年）を考慮して、二三年中に結論を得ることとした。

#### (6) 企業税制

企業税制のあり方については、全体としての法人の負担軽減が図られる中で、引当金等がどうあるべきかについて、二三年内を目途に更に検討する。支払配当軽課制度については、提案のとおり実施する。

受取配当益金不算入制度については、政府案においても是正案を織り込んでおり、これを実施させてもらいたい。

なお、租税特別措置については、引き続整理合理化に努める。

#### (7) 國際課税制度

現行外国税額控除制度については、国際的二重課税の排除という制度本来の趣旨を超えた控除が行われるといった問題があり、是正を図る必要があるとの認識は同じである。

政府案においても国外所得の圧縮、控除余裕額・控除限度超過額の繰越期間の短縮等のは正策を提案しており、これを実施させてもらいたい。将来における外国税額控除制度については、今回の改正案の実施状況を踏まえて、見直したい。

また、タックス・ヘイブンの濫用規制については、タックス・ヘイブン国の追加指定等規制の強化を今年中に実施する。

#### (8) 公益法人・宗教法人課税

公益法人・宗教法人課税については、提案されている諸項目を含め問題意識はほぼ共通である。

収益事業の範囲については、これまでその見直しを行つてきているが、今後とも一般法人との間で課税の不公平が生じないよう、その時々の実態に即し、適切に対応する。

収益事業から非収益事業への移転に対する課税、金融資産への課税軽減税率については、公益法人の性格にかんがみ、公益事業遂行に与える影響を十分考慮しつつ更に見直したい。

なお、主務官庁において、公益法人の実態

法人企業の過半が、赤字申告であるという実態に対する問題意識は共通であり、意図的な赤字申告については、引き続き、税務調査の充実等、執行面で対応させる。

ただし、赤字法人には、業績不振で真に赤字となっている法人もあり、外形に着目して負担を求めることについては住民税、固定資産税等との関係もあり、なかなか難しい面もある。費用の損金算入については、今回の改革案において土地に係る借入金利子の損金算入を制限することとしているが、赤字法人に適切な社会負担を求める具体的方策については、なお引き続き検討する。

#### (10) 個別物品税制

間接税制度のあり方については、指摘されている現行個別間接税制度の諸問題を解決する観点をも踏まえ、広く薄く公平に課税する

消費税を提案しているところである。

調査等も踏まえ、適切な指導、監督に努めるとともに、引き続き適正な税務執行に努める。

#### (9) 赤字法人

## 公聴会日程採決について 強く抗議しその撤回を要求する

日本社会党・護憲共同

村山喜一  
加藤万吉

公明党・国民会議  
二見伸明  
民社党・民主連合

米沢隆

税制問題等に関する調査特別委員会  
委員長 金丸信殿

一、われわれは、宮沢蔵相にかかるリクルート株譲渡問題解明のため、関係者三名の証人喚問を要求してきた。しかし、この件については決着を見るにいたらず、とりあえず、一〇月二七日の当委員会で宮沢蔵相の再答弁もきくことになったが、遺憾ながら結果は、これまでの答弁を繰り返しただけにすぎず、疑惑の解明に値するものではなかった。政府・自民党は、これをもって宮沢蔵相をはじめとしたリクルート問題の国會における解明を終結させる考え方であることは明らかであり、われわれはこれに強く反対する。

一、税特委員会では、不公平税制是正と「税制に関する基本構想」に関する審議が継続中であり、税制関連六法案はいまだ何ら本格的審議もなされていないこと、くわえてリクルート問題解明のための三証人の喚問も決着をみないことを考えれば、公聴会日程が議題にのぼる状況にはない。理事会で

の何の合意もなしに、突如行われた公聴会日程の強行採決は、瑕疵ある採決であり、認めることはできない。かかる金丸委員長の委員会運営に強く抗議し、反省を求めるものである。

一、大多数の国民が消費税に反対しており、リクルート疑惑の真相解明を求めている。こうした状況の中で、公聴会日程を採決したことは、消費税法案等を強行成立させようとする意図を表明したものにほかならず、断じて認められない。

われわれは、当委員会が公聴会日程の委員会強行採決を白紙撤回し、税特理事会に差し戻すことを強く要求するとともに、リクルート疑惑解明に全力を尽くすよう求めれる。

昭和六三年一〇月二八日



# 抗議談話

日本社会党書記長

山口鶴男

一、自民党は本日、われわれ野党のリクルート疑惑解明のためのすでに委員会で議決済みの河合、服部、菅原三氏の参考人招致の実現及び新たな事実に基づく江副、加藤、高石三氏の証人喚問を拒否し、午前中には自民党単独で委員会を開催し、公聴会報告を行なうとともに、すでに前三氏の例で実現不可能なことは明らかにもかかわらず江副、加藤、高石三氏の証人喚問ではなく参考人招致の決議を強行したばかりか、夕刻にはあろうとか実質審議がほとんど行なわれて、政省令等の全容すら未提示のまま消費税法案を含む税制六法案を强行採決するという暴挙に出た。

竹下自民党内閣はこの三重の意味で歴史に大きな汚点を残す金権腐敗、民主主義破壊の戦後最低の内閣といわざるをえない。このような異常事態を自ら引き起こした竹下内閣はただちに猛省し、自らの責任の重さを明らかにするべきである。

二、リクルート疑惑は、わが党の独自調査によつてもその巨悪、腐敗の構造が次々と暴露され、前内閣、現内閣が深く関与しているとともに多くの高級官僚も汚染した構造的疑惑であることは明確である。この徹底究明抜きにしては税制はもとよりのこと、

国民の政治と行政に対する不信は払拭されないことは明白である。その第一歩である参考人招致実現は自民党内閣、国会共通の国民に対する約束であり、江副氏をはじめ官界のトップにいた加藤、高石両元次官の証人喚問は必要不可欠なものである。

二、自民党の暴挙は、第一には、すべての野党の反対、欠席に基づくものであり議会制

# 特集

## II リクルート関係

一九八八・一一・八

### 中曾根内閣の「政権汚職」の全容究明を

——リクルートまみれの税制改革は撤回せよ——

日本社会党書記長

山 口 鶴 男

一、明らかになつた中曾根内閣の構造  
汚職

1 「リクルート疑惑」は、中曾根前総理、  
藤波元官房長官、竹下元大蔵大臣、宮沢大  
蔵大臣、安倍元外務大臣、渡辺（美）元通  
産大臣、加藤（六）前農林水産大臣、加藤  
(紘)元防衛庁長官、森元文部大臣、渡辺(秀)  
前官房副長官の一〇人の主要閣僚を網羅し

た疑惑事件であることが明瞭となつた。

2 リクルート・グループは、高校・大学の

生徒・学生向けの進学案内広告誌や就職案  
内広告誌を発行し、学校を通じてこれを配  
布し、進路調査に名を借りて生徒・学生名  
簿を収集するなど、巧妙に学校教育に介入  
している。

また、リクルート・グループは、通常で  
は考えられないほどの巨大な融資を金融機  
関から引き出し、不動産価格の急騰の原因  
となり社会問題化した「地上げ」の先例を  
つけ、また国有林の開放によつてスキー場、  
ゴルフ場、観光ホテルの経営やペンション  
分譲等のリゾート開発にまい進している。  
岩手県の安比高原における総合開発がその  
典型である。

さらにリクルート・グループは、電電公  
社の民営化に介入し、電気通信事業の素人  
であつたにもかかわらず、わずか二、三年  
で回線リセール事業の六割のシェアを誇  
るようになり、NTTを通じてスーパー・  
コンピューターを導入するとともに、これ

を駆使して日米の大学・企業研究所を結ぶ

大ネットワーク構想を持つに至っている。

こうした事業展開は、いずれも許認可や

公的な便宜供与と不可欠の分野である。

許認可や公的な便宜供与に基づく癒着関

係の中で、江副氏は政府の各種審議会の委

員を歴任することとなる。一九八五年の教

育課程審議員、政府税調特別委員、一九八

七年の土地臨調参与、大学審議員がそれで

ある。中曾根前首相は、政府関係の各種審

議会に「民間の暴れ馬を投入する」と述べ

ていたが、この「暴れ馬」が、中曾根氏を

囲む一部の財界人と学者であつたこと、そ

のなかに江副氏がふくまれていたことは、

これまでの疑惑解明の事実からして明らか

である。

4 政治家の多くが、リクルート・コスモス

株を入手したのは一九八六年九月前後であ

る。店頭公開直前の値上がり確実な株のバ

ラマキである。

しかし同時に、江副氏はこの時期に、大慌てで株の買い戻しをしている。このことは、単に江副氏が株をばらまいたということではなく、有力政治家から株で一儲けを要請されたことを示していると思われる。折しも、衆参ダブル選挙の直後であり、自民党規約を強引に変えて中曾根氏が三選を果たした総選挙を目前に控えていた時期であつ

た。

従つて、政治家のコスモス株の取得は、

渡辺・自民党政調会長が言うような単純な

経済行為ではありえない。値上がり確実な未公開株の譲渡で、売却する側が融資を付

けている譲渡であるから、現金をバラマクのと同然であり、贈収賄事件と言つても過

言ではない。

5 「リクルート疑惑」は、中曾根民活に関係する官僚等にも及んでいる。高石・前文

部事務次官、加藤・元労働事務次官、真藤・

NTT会長を初めとするNTT関係者等で

ある。疑惑の構造を考えれば恐らく、郵政、

大蔵、建設などの官僚の関与も容易に想像

され、「リクルート疑惑」まみれの官僚の氏

名はまだまだ出てくるであろう。

6 わが党は、中曾根前首相の戦後政治の総

決算、民間活力の導入を厳しく批判してきたが、今や、その本質がはつきりしてきた。

政治を金で買うこと、政界、官界と財界の

新たな癒着構造の創出である、ロッキード

疑惑をはるかに上回る政権疑惑事件である

と言わねばならない。

## 二、中曾根内閣の構造汚職を受け継ぎ、疑惑隠しに狂奔する竹下内閣

1 この未曾有の「政権疑惑」について、竹下首相は、「李下に冠を正さず」と繰り返す

ばかりであり、証券行政を預かる大蔵省は、証取法二六条、五八条に基づく調査のサボ

タージュを続けてきている。

与党・自民党は、証人喚問のために議院証言法の改正が必要であるとし、証人喚問を拒否しつづけ、疑惑解明を遅らせてい

る。しかし現にある法律を遵守することは当然のことであり、自分に都合の悪いこと

は回避するという政府・自民党の態度が政

治腐敗を助長し、国民の政治への信頼を喪

失させていると言わねばならない。

自分に都合の悪いことを法律の不備にす

り替え、法改正問題として逃げようとする

のは、政府・自民党の常套手段である。

「リクルート疑惑」は汚職事件であり、現行法で徹底究明することが十分可能である

にもかかわらず、政治資金の問題や選挙制

度の問題まで引合いに出して、事件を有耶無耶にしようとしている。そもそも、政治

に金がかかり過ぎる、選挙に金がかかり過ぎるというのには、制度の問題ではなく、單

に自民党議員が買収選挙を行つているとい

うことにはすぎない。選挙の度ごとに公然た

る買収が報じられる選挙区があるようにな

る。自民党は政権政党をかさにきて、明白な買

収事件まで目ぼしさせている。選挙に金

がかかるのはそのためであり、決して現行法が不備なためではない。

3 法律があつても発動しないということ

は、法律軽視の風潮を醸成するもので、国民の信頼を得ることは出来ない。竹下内閣や自民党の都合で法律の運用を変えるといふようなことは、許されるべきことではない。わが党は、あくまでも疑惑の政治家やその関係者の証人喚問を、徹底的に要求し、疑惑構造の解明に全力を上げる。

### 三、「リクルート疑惑」まみれの消費税法は断固阻止する

1 消費税法案は、政府税調の答申を基にしたものであるが、その政府税調には、江副、公文、歌川など「リクルート疑惑」で汚染された各氏がおり、とりわけ間接税や不公平税制問題を取り扱った第三部会に所属していた。消費税法案の提出責任者は、竹下首相、宮沢蔵相であり、これまた「リクルート疑惑」で汚染された各氏である。この消費税法案を審議する税制等調査特別委員会の自民党理事も、藤波、加藤（六）といふ「リクルート疑惑」で汚染された各氏である。これでは、消費税法案は、「リクルート疑惑」まみれとしか言いようなく、仮りに法案が成立しても、国民の支持は得られようはずはない。

2 政府・自民党は、このような「リクルート疑惑」まみれの消費税法案を撤回し、「リク

ルート疑惑」の真相解明に務め、改めて国民の立場に立った「不公平税制是正」を行すべきである。

ロッキード事件の反省として国会で決議された「政治倫理綱領」の第四項は、「われわれは、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれた場合には、みずから真摯な態度をもつて疑惑を解明し、その責任を明らかにするよう務めなければならない」としている。わが党の上田卓三議員は、自らは「リクルート疑惑」に関係はしていないとしつつも、この「倫理綱領」の立場から議員を辞職し、進んで証人喚問にも応ずるとしている。

にもかかわらず自民党の一部には、公聴会さえ終れば、「リクルート疑惑」は有耶無耶にしたまま 税制法案を単独でも強行採決できるとの言動もみられる。このような反省の片鱗さえいの懈慢な政局運営は絶対に許されない。

3 議会制民主主義を確立させるためにも、「リクルート疑惑」の解明は不可欠である。わが党は、とりあえず江副前リクルート社長、高石前文部事務次官、加藤元労働事務次官の証人喚問、服部前宮沢蔵相秘書官、河合SE総合設計取締役、菅原ドウ・ベスト社取締役の参考人招致の早期実現を求める。引き続いて中曾根前総理、真藤NTT

会長をはじめとする「リクルート疑惑」まみれの現・元閣僚、官僚等全部を証人として喚問するよう要求するものである。

自民党がこの正当で疑惑解明に不可欠の要求を、あくまで拒否するなら、現国会はもはや自浄作用を失つたものと断ぜざるをえない。従つて、速やかに国会を解散し、改めて総選挙を行い、国民の信を得た国会として出直すべきである。

今後の政局に臨み、わが党はこのことを強く主張する。



# 党 声

## 明

税を含む税制関連六法案阻止に向けて、国民とともににたかうことを、ここに改めて表明する。

努力を行なつてきましたが、今日現在にいたつても確認ができない状態であり、もはや、これ以上、いたずらに時間を費やすことはできないと判断いたしました。

いまやリクルート事件は、自民党首脳、政府高級官僚までひろがり、中曾根前内閣による税制改革、教育改革や巨大コンピューター売買をめぐる疑惑事件、構造汚職であることが明白となつております。

こうした権力犯罪の徹底究明に、国民の大いな関心が寄せられている時に、一部で野党議員の名前が流布されております。これは権力者の犯罪と周辺のあれこれを同列視して、おおいからくそととする陰謀であると思います。

わたし、上田卓三の元秘書が、リクルート非公開株譲渡をうけた旨の報道があつて以来、国民の皆様、関係各位に、大変ご心配をかけ、申し訳ございません。

ここに、ご報告し、あわせて、わたしの所信を表明するものであります。

私は、リクルート非公開株の譲渡には、一切関与しておりませんし、リクルート株はもとより、いかなる株の売買も行なつたことはありません。

また、いわゆる元秘書については、一時、噂にのぼった七月以降、三度にわたって、事実無根である旨の確認をしており、私は現在もこの言葉を信じております。

しかし、新聞報道後、事実確認のあらゆる上田議員の決断を無にしないため、党は、リクルート疑惑事件の徹底した解明と消費

## 資 料

一、わが党の調査では、上田議員自身がリクルート・コスモス疑惑事件に関与した事実は一切ないことが明らかとなつた。また元秘書についても関与していないと信じているが、残念ながら今日の段階では本人に確認できていない。

一、上田議員は、本人がまったく関知していないとはいへ、報道後三日たつても事実確認ができないことは、不徳のいたすところであり、政治的責任を明らかにするため、辞職を決意した。

一、国会議員の辞職はきわめて重大なことであるにもかかわらず、高い見地から判断されたことを、わが党は重く受けとめている。上田議員の決断を無にしないため、党は、

また、いわゆる元秘書については、一時、噂にのぼった七月以降、三度にわたって、事実無根である旨の確認をしており、私は現在もこの言葉を信じております。

私は、ここに議員を辞して、国民の皆様に深くおわびする決意をいたしました。

私は、野に下つて、一党人として一から出直し、社会党の強化と、当面するリクルート

解明、消費税粉碎のために、院内の同志とともに、闘いたいと決意しております。

私は院外での部落解放運動、中小企業運動や市民運動、国際活動、政治活動を一層強化し、再び国会の場に戻つてまいる決意であります。

最後に、一連の報道を通して、国民の皆さ

一九八八・一〇・二七

上田卓三

ん、とくに地元大阪の支持者や支援団体の方々に、多大のご心配をおかけしたことを中心お詫びして、私の声明といたします。

一、とくに問題なのは、税制改革法案の提案者である宮沢大蔵大臣の態度である。

リクルート・コスマス株譲渡を受けたものの中に宮沢喜一名義があると伝えられるや、「ノーコメント」「秘書が他人に名前を貸した」など次々に発言を変え、わが党が入手したドウ・ベスト社のリストによるわが党員の追求にたいし、ついに「本人主義」を認める答弁をするに至った。このことは、国会を侮辱し、国民を愚弄するものであつて断じて容認できない。宮沢大蔵大臣は責任をとつて即刻辞任することを要求する。

わが党は、引き続き関係者の証人喚問をはじめ国会における徹底究明を求めるとともに、中央・地方における調査活動を行い、リクルート疑惑の解明に全力を上げるものである。

一、公開後の値上がりが必至であるリクルート・コスマス社の未公開株が政治家や秘書及び家族、官界、財界マスコミ関係者等に譲渡され、しかも多くのものがファイナンスを受け、巨額の利益を受けていたリクルート疑惑は、疑惑事件の色を濃くし、ますますその徹底究明が求められている。

とくに、竹下首相や中曾根前首相をはじめ政府・与党の有力政治家が自己あるいは秘書・家族名義でコスマス株を購入し、現代の練金術師のように濡れ手で栗どころか、手も濡らさずに莫大な利益を得ていた事実

右、決議する。

一九八八年一〇月二七日

政府は今臨時国会に公約違反の大型間接税税導入をはかる消費税法案を提出し、その成立を企図している。しかし、政府税制改革の理念である「公正」から言つても、手も濡らさずに無税で巨額の利益を政治家等が取得した今回のリクルート疑惑の徹底究明なくして税制改革もありえず、「リクルート

一九八八・一〇・二二

## 皇位承継の儀式等についての申し入れ

従来政府は「即位の礼および大喪の礼の儀式の具体的な内容等については、憲法の趣旨に沿い、かつ皇室の伝統等を尊重したものになる」とだけ答え、その内容については一切明らかにしてこなかった。従つて、この二つの儀式については、その時期、形式、内容、経費負担等すべてが閣議で決定されることになると、そこが伝えられるところによると、政府は、旧憲法下での皇室典範および登極令によつて定められていた践祚の諸儀式中の「剣璽渡御の儀」および「践祚後朝見の儀」について、これを「剣璽等承継の儀」「即位後朝見の儀」との名称で国事行為として行なうこととを決定したことである。

政教分離の原則を定めた憲法第二十条三項の趣旨からして、天皇家の宗教的的部分をもつた伝統的皇室行事は、天皇家の私的行事としてのみ行なうべきである。

従つて、わが党は、政府に左記のとおり申

し入れる。

### 記

一、政府は、剣璽は全く皇室の私的財産ではなく、皇室經濟法第七条の「皇位とともに伝えるべき由緒ある物」としてある種の公的側面をもち、國璽、御璽とともにこれを繼承する儀式は宗教的ではないとの立場である。

しかしながら三種の神器は、伊勢神宮および熱田神宮にある鏡と剣の本体を含めて、それぞれ「ご神体」としてまつられてゐる記紀の神話に由來する宗教上の参拜の対象であり、その承継の形式からみても、剣璽を繼承する儀式は宗教的儀式である。

國爾、御璽の繼承は、右剣璽の繼承と切り離して行なわれるべきである。

一、「即位後朝見の儀」については「即位後、新天皇が初めて国民を代表する方々と正式にお会いになる」（宮内庁）機会であるとす

るならば、即位に伴う皇室内部の神道のつとつた諸行事とは別個の形式をととのえ、「朝見の儀」の名称を用いずに、国家行事としてではなく、天皇の私的な会見としてとり行なわれることが望ましい。

新天皇の即位を内外に正式に発表する國家行事は、皇室典範の定める「即位の礼」である。

一、また「大喪の礼」については、国事行為とすることに法律上問題はないが、政府の計画では大喪当日「葬場殿の儀」という神道形式に引き続き同一場所で挙行すると伝えられており、これは政教分離の原則に反するものと言わざるをえない。「大喪の礼」を国事行為として行なうならば、全く宗教性の入る余地のない場所、形式、内容によって別途行なうべきである。

一九八八年一〇月二二日

日本社会党書記長  
山口鶴男

内閣總理大臣  
竹下登殿

## 申し入れ

最近天皇問題をめぐるマスコミの過剰報道

や、国・自治体・公共団体・各種社会団体等の諸行事の自粛のうべきは、国民生活や、経済活動に大きな影響をもたらしています。

また、天皇の病状急変にともない侵略戦争の肯定につながる天皇贊美の動きや「国家元首」であるかのごとく扱う政府の姿勢は、まさに日本国憲法の精神を否定する動きだと言わざるをえません。

生命の尊重は人類共通のものであり、人々の病に際して、その治療を願うことは当然のことであります。しかし、これらの行為はあくまで個人の意志にまかせられるべきであり、権力機構を通じて強制的に動員したり、マスコミを通じて国民をかりたてるものではありません。

一九八八年一一月一日

文部省は昨年、故岸信介氏の、内閣・自民党合同葬に際して、多くの国民の反対を押し切つて、全国の学校現場等に対して弔旗を掲げ、一斉に默禱して哀悼の意を表するよう事務次官通達を出し、教育現場に多大の混乱をもたらしたことは記憶に新しいところであります。

文部大臣  
中島 源太郎 殿

日本社会党中央本部  
教育文化局長 粕谷照美  
文教部会長 馬場昇

今回の天皇の問題についても、文部省がどのような対応をとるのか、全国の教育関係者、父母の間から危ぐの念が高まり始めています。

従つて、わが党は、教育現場に混乱を生じさせないため、左記の通り申し入れます。

記

一、天皇問題について、憲法、教育基本法を逸脱する行政行為は絶対にとらないこと。

二、教育、文化関係機関等へ、通常運営以外の行為の指導、強制や、児童、生徒、教職員、父母等にたいする強制的な指導、動員は厳にこれを行わないこと。

一、宮沢俊義「憲法」第五版二一五二一九頁  
「日本国憲法第一条の主眼は、天皇が国の象徴たる役割を強調するところにあるよりは、むしろ、天皇が国の象徴たる役割以外の役割をもたないことを強調するにある、と考えなくてはならない。」

二、黒田覚「天皇の憲法上の地位」(公法研究)一〇号)

「いまの憲法機構は、天皇に日本国の象徴・日本国民統合の象徴として機能する「場」をほとんど与えていない。……君主が象徴的機能をもつのは、君主が何よりも君主であることを前提とする。……つまり君主が政治のなかで特定の座をもつことが必要なのである。象徴的機能は、儀礼的な性格をもつ儀式や祭典を通じて発生するのであるが、しかし、これらの儀式や祭典において君主が君主として臨むことが前提とされる。イギリスの君主は、ほとんど象徴的君主といってよいであろうが、しかし、政治機構のなかにたしかな座をしめている。こ

## 参考資料

### 「象徴天皇制」論（学説）

うして、いわゆる「君臨するが統治しない」

君主として象徴的機能を發揮し得るのである。ところが、日本の天皇は、元首かどうかも疑わしいのである。むかしの天皇は政治機構のなかに座をもつことなしに象徴であつたではないかといふことがあるなら、それはむかしの天皇が一切の権力の正当性の起源としての権威をもつていたという点を見落しているのである。いまの天皇は、もはやこういう正当性の起源ではなく、また元首でもないとすれば、天皇が憲法の枠のうちで国の象徴・国民統合の象徴として機能する可能性はほとんどない、といわねばならない。これは憲法制定者の錯誤であつたのか、あるいは意図であつたのかと問われるなら、いまの憲法機構を前提とするかぎり、制定者の意図があつたと答えるよりしかたがない。

### 三、佐藤功「象徴における積極性と消極性」 （憲法解釈の諸問題）

学者の論文なり実際政治家の言説なりで天皇の象徴性が論ぜられている場合に、そこに著しい二つの型があることに気付く。即ち一つは、「天皇は単に象徴にすぎない」とし、その権能は極めて狭く且つ弱く、いわば、あれどもなきが如きものであるといふことを強調する型である。他の一つは、「天皇は実際に象徴であらせられる」とし、政

治的権力はもつていなくとも日本の国及び国民を指導するものであるということを強調する型である。

私は天皇が日本国及び日本国民統合の象徴たり得るのは、それが日本国及び日本国民の統合をそのままに、即ち何らこれらに影響を及ぼすことなくして、忠実に——日本国が赤くなれば赤い日本国をそのままに、白くなれば白い日本国をそのままに——具現化するものとされるがためであるとした。

そしてこのことを私が強調したのは、そこに明治憲法下の天皇の象徴性と新憲法下の天皇の象徴性とを区別するメルクマーケが、明治憲法において天皇が象徴であるとされたのは、天皇のこのような万能性・権力性あるいは能動性を伴いながらであった。ところがこれに対して、日本国憲法において天皇が象徴であるとされるのは、このような万能性または権力性あるいは能動性をともないながらではなくて、逆に、天皇の無能性・非権力性あるいは受動性の故にである。そこに私は、日本国憲法における天皇の象徴性の所以があると考えるのであり、またそれが前に述べたような「象徴」の一般観念に合致するものであると考えるのである。

### 四、長谷川正安「象徴の法的意味内容について」（公法研究一〇号）

最後に、「このように論じられてきた象徴とは、一体法的にいかなる効果を生むものであるかが問題になる。それは、第一条の象徴とは、国民や国家に直接一定の拘束を与える規定ではなく、天皇に関する規定全体をつうづる、一定の原則であり、前提であると考えられるからである。だから、象徴の法的意味内容とは、その生む憲法的効果をはなれては考えられない」のである。それは、いかなる効果であろうか。

天皇が日本国及び日本国民統合の象徴だということは、天皇をみて象徴関係を連想しない国民は憲法に違反するものである、というような効果をもつものでは決してない。象徴が心理的関係であり、一方では、第三章の人権規定のところで、内心の自由が絶対にみとめられていることも事実である。とすると、第一条はけつして、国民を拘束するような規範をつくっているのではなく、この憲法の天皇に関しては、それが「象徴」であるということを前提として、規定すべしという、天皇に関する原則を内部的に宣言したものにすぎないのである。だから、第一条は、伝統的な国民感情という事実を確認したものでも、また（あるいは、もう）そのような国民感情をもつていないのである。

なんでもないのである。

## 五、清宮四郎「天皇の行為の性質」（憲法演習）

天皇には、日本国を構成する特別の一員として、象徴としての地位、国家機関としての地位及び私人としての地位の三つの地位が認められ、それに応じて、天皇の行為にも、象徴としての行為、国家機関としての行為及び私人としての行為が認められる（清宮・法律学全集 憲法一一二頁以下）。

象徴及び國家機関としての天皇については、憲法に規定があるのに對し、私人としては、憲法に規定があるのに對し、私人としての天皇については、特別の規定はないが、当然認められるべきものであり、それを前提とした諸種の法令の規定がある（例えば、すぐ次ぎに述べるように、憲八条、皇室経済法二条、皇室典範九条など）。象徴としての地位は、憲法によつて、天皇の存在そのものに一般的・恒常に認められた公的地位である。しかし、象徴としての地位にあることから、当然に、その機能を發揮するために特別の行為を行う必要が生ずるのではない。憲法にも、象徴としての天皇の行為そのものについては何らの規定もない。象徴は、もともと、国旗などの場合に見られるように、静態における存在について認められるのが普通である。人間象徴というのはむしろ異例であつて、こ

の場合ははじめて、その動態における行為が問題になる。人間象徴が認められる以上、それが象徴として、何らかの行為をなすことは当然考えられるところであつて、憲法もこれを予期しているものと解せられる。どのような行為がそれに當るか。ここで問題になるものとして、当面の「おことば」があり、そのほか、外国の元首などの親書・親電の交換、公的な色彩のある国内巡回などがある。これらの行為は、単なる私的行為でもなく、また国事行為でもないとすると、象徴としての特別の行為と見るか、それとも憲法の認めない行為とみなすか、二つに一つしかなくなる。憲法が認めないところとなすのは、徹底した一つの見解であるが、そのような主張をなす者は見当らないし、それが憲法の趣旨とは思われない。

## 六、鶴飼信成「憲法における天皇の地位」一〇頁

「日本國憲法の規定する、日本國の象徴であり、日本國民統合の象徴である」という天皇の地位は、かかつて一に、その象徴の演ずべき役割を規定する国民の政治的意識と、政治的心理とのいかんにある。天皇の地位が形式的なものにすぎないか、実質的なものでもあり得るかは、憲法の文字だけではきまらない問題である。もし國民の、そしてまた國民の代表者としての地位を確

保した政府の、政治的意図と政治的心理とが、象徴としての天皇に、重大な役割を与えようとするものである場合には、憲法の定めた形式的儀礼的な性格規定にも拘らず、天皇はそのように実質的なものでもあり得るであろう。そしてそこにこそまさしく、日本國憲法の定めた天皇制の本質があるといわなければならぬのである。」

## 七、横田耕一「象徴天皇制の軌跡」（ジュリスト五四二号）

第一に、「象徴」なる言葉は實際上極めて曖昧であり、立場により種々の中身が付与されいろいろに利用される。そして現実には、「象徴にすぎない天皇」から「象徴であらせられる天皇」への移行がみられた。また現在天皇は、具体的に存在する日本國および日本國民の統合を消極的に象徴するにとどまらず、積極的に國民の統合をはかるシンボルとして機能しており、また機能させられる方向にある。その意味では、象徴における「積極性」が優っている実情にある。

第二に、天皇が象徴としての機能を果たす「場」は、十分すぎるほどであつた。勿論、憲法が予想しなかつたであろう公的行為の多數の存在が、「場」を補完しているのは事実である。しかし、「統治権とまつたく縁を切つた天皇がはたして國の象徴たる役

割をよく果せるかどうかさか疑問だ』

という予想は、現段階では当たっていない。

第三に、公的行為や元首としての取扱い

のように、憲法をはみ出す地位・権能を天皇は付与してきた。これら慣行は今や当然視され、疑義を述べる者は、国会開会式

問題でのように、かえつて孤立させられる。まして天皇制の廃止は現在射程外であり、廃止論者は沈黙するか、あるいは圧力により沈黙させられている。かくして、明文元首化の動きがある一方で象徴天皇制はほぼ安泰である。

第四に、天皇を政治に直接利用することは、増原問題にみられるように強い反撃をうけるが、間接的に天皇のもつ統合作用を利用することはむしろ積極的に今日進められている。しかし後者は象徴天皇の存在に由来するものだから、あからさまな政治的利用を糾弾するに留まるならば、それは排除できない。

第五に、天皇自ら政治的発言を行なう事例が私的な場であれまみられるが、天皇のもつ統合作用を考えると無視できない。

この説の多くは君主概念の変容を条件として天皇を君主と認めている。

このように日本の国家形態の性格が議論の対象となるのは、現行憲法で国民主権を宣言しながら象徴天皇制という独特な機構を認めたことに起因する。また一方、君主制の概念の内容変化が生じている今日では、天皇制が君主制か否かの議論も大した意味を有し得なくなりっている(大西芳雄『憲法要論』)という見解も存在する。

※ 清宮氏のいう君主の標識とは、①單一人物が構成する機関であること。②その地位が世襲制であること。③その地位に伝統的な威儀を伴うこと、④統治権、少なくとも行政権の一部を持つこと。⑤象徴的機能が認められること、⑥対外的に國家を代表すること。⑦その行為について責任を負わないこと、である。

### ・今井直重

天皇は日本國の君主であり元首である。以下、肯定論、否定論及び折衷説とそれらの代表的見解を紹介する。

#### 〈君主肯定説〉

・市村真一(京都大学教授 経済学博士)

わが国は君主制の国家である。昭和二

一九八八・九・二六 調査局政治議会課

#### 参考資料

#### 清宮四郎

○年八月一五日の前も後も同じ日本国であり別な国家体制になつた訳ではない。

(市村述『君主制の擁護』)

### 日本の国家形態について

日本の国家形態が君主制か共和制かという問題は、憲法における天皇が君主であるかどうかという問題に置き換えることができる。

天皇が君主であるか否かについては肯定、否定両説があるが、現在は否定説が多数を占めている。また日本の国家形態を君主制と共和制の妥協・中間形態ととらえる説も多い。この説の多くは君主概念の変容を条件として天皇を君主と認めている。

#### I

る。それ故に天皇の象徴的機能は、合理的な君主制への発展を意味するものである。(今井「天皇の憲法上の地位」『公法研究』一〇号 一九五四P・29~36)

・美濃部達吉

天皇は、統治権のほとんど全くを除かれたとしても尚君主である。(美濃部『日本憲法原論』)

・黒田 覚

國民主権の国家における分類として、君主制と共和制の区別を考えることのほうが意味がある。私はこのような意味で、

日本は君主制だと考えている。一種の象徴的君主制とでもいべきものであろうか。(清宮・佐藤編『憲法講座』第一巻)

・宮沢俊義

君主制における君主の共通認識に照らしてみると、日本国憲法上の天皇は君主としての性格をもつてないと解すべきであろう。君主を有する国家体制が君主制であり、それをもたない国家体制が

共和制である。日本国憲法の天皇が君主の性格をもたないという解釈をとれば、その結果として今の日本は共和制だといわざるをえないのだろう。(宮沢著・芦部補訂『全訂日本国憲法』)

・鈴木重武

日本が君主制か共和制か、天皇が元首か否かという点は分類の基準により変わる。君主が統治権者で少なくともその国を外に向かって代表するものでなければならぬとするなら、日本の天皇は君主とはいはず日本は共和制であるといえ

る。(鈴木『憲法概要』)

・横田耕一

天皇は君主としての要件、元首としての要件を欠いているので君主又は元首と呼ぶことはできない。定義を換えたときのみ呼ぶことができる。(奥平・杉原編『憲法を学ぶ』)

・中山 熱

君主概念が変容してきたことは事実である。しかし古典的な君主のイメージもなお一方で残存していることも否的できない。その意味で天皇を君主と呼ぶのは、誤解を招くおそれがあつて妥当とはい

がたい。(阿部照哉編『判例と学説I 憲法論』)

・和田英夫

従来の君主の概念を基準として判断すれば、もはや象徴としての天皇は対内的には統治権特に行政権の担当者でもなく、対外的に国家を代表する権限も有しないから、一般的な意味での君主といえない。日本国憲法における国家形態は、いわゆる「君主制」とはいはず「象徴としての天皇をもつ共和制」とでもいうべきものであり、その意味で独特な民主制

目上のことで実体としては共和制にひとしいわけである。(伊藤正己編『日本国憲法の考え方』)

・小林孝輔

君主制に共通の標識を要約すれば「世襲的元首」といつてよいが、日本国憲法上の天皇は世襲機関ではあっても元首的権限は一切もちえないので君主としての性格をもたず、今の日本は君主性ではない。君主制でないとすれば共和制ということになる。(小林『学説判例 憲法』)

・大西芳雄

天皇は、対内的にも対外的にもその権限の上ではヨーロッパの君主と共通性をもたない。ただ共通するのは世襲制である。したがつて天皇制は君主制ではないといわなければならない。(大西『憲法要論』)

・結城光太郎

象徴天皇がもつ君主の要素は、ただ皇族という特殊身分と皇位の世襲制だけということになる。それでも君主といえなきことはないが、しかし全くほかに類型をみない独特な君主ということになる。

・象徴天皇制は君主制と呼んでも全く名

であるといわなければならぬ。(和田)

### 『憲法の基礎』

・折衷説

・佐藤功

典型的な君主制における君主の基準からすると、日本は典型的な君主制には属さない。但し君主の基準は歴史的に変化するものであり、その意味から天皇はな

お君主であるといえる。日本国憲法下の

日本は伝統的、典型的な意味での君主制ではないが、そこには君主制的要素が残存している。その意味ではそれは、「独特的共和制」であるといつてもよいが、それはまた「独特的君主制」であるともいえる。(佐藤『日本国憲法概説』)

・榎原猛  
榎原は國民主權國、すなわち民主國で共和国である。天皇は廣義において君主であり、天皇に相当の役割を与えている日本は廣義の君主國であるといえる。(榎原『君主制の比較憲法学的研究』)

憲法上の天皇は君主概念を最廣義に構成した場合のみ君主であるということができその他の立場からは君主とみなさない。(榎原『ジュリスト増刊 憲法の争点』)

・恒藤恭

現在の日本は、君主國の色彩と共和國

の色彩との混合している國(混合型の國)であるといふべきであるが、していえれば君主國の外觀を有する民主國であるといふのである。(恒藤「日本は君主國か共和国か」『時の法令』昭三四・六・三 P・42(43))

・小林直樹

憲法は、天皇主權を否定し國民主權の

一九八八・一〇・一二

## 韓國訪問に当たつて

一、私は、統一民主黨の金泳三総裁のお招きで、仲間と共に初めて韓國の地にやつて参りました。金泳三総裁からご招待を受けたのが三年前ですから、実に長い年月です。日韓両国は一衣帶水の間柄であり、日韓二千年の歴史は、日本による不法不當な干渉の一時期を除き、長い間、平和的かつ友好的な関係にありました。そうした日韓両国関係の歴史の悪い面を反省し、良い面に学び、両国国民の子孫々にわたる相互理解と友好、恒久平和の関係を確立するために、今回の私の訪韓が一步でも寄与することができれば幸いです。

原理を明瞭に宣言したという意味で、いまの日本はもはや君主制ではなく共和制だといえる。しかしきびしく制約された形の中でも、象徴としての天皇制を残すというのである。(小林『憲法講義』)

日本の日本はもはや君主制ではなく共和制だといえる。しかしきびしく制約された形の中でも、象徴としての天皇制を残す国事行為をなす機能と任務を天皇に与えたという意味で、完全な民主的共和制になりきつたものではない。(小林『憲法講義』)

残っています。韓国は著しい経済発展を遂げ、ソウルオリンピックを成功させたことで、新しい時代を迎えたと確信します。

三、ソウルオリンピックを成功に導くきっかけとなつたのは、盧泰愚大統領の「六・二九民主化宣言」にあると思います。民主と独裁は決して両立するものではありませんし、スポーツも平和・民主と不離一体です。

韓国では民主化宣言以降、憲法の改正、大統領直接選挙の実施、国会選挙をはじめ、盧泰愚大統領の「七・七特別宣言」による南北対話の促進と北方外交の展開など、まさに民主化の花開くの感があります。私は、この民主化がさらに安定的に発展することを心から願つてやみません。

四、西ドイツのハイネマン大統領はかつて「我々が忘れない」ということが相手方に忘れてもらう唯一の方法である」と強調されました。私が一年はハイネマン大統領のこの言葉を国会議員手帳に書き記すことから始まります。戦前の日本軍国主義、帝国主義は「大東亜共栄圏」「八紘一宇」の名でアジア諸国民の生命を奪い、多大の損害を与えるました。とりわけ朝鮮民族に対するあらわしい「日韓併合条約」をはじめ、不法不当な植民地支配により筆舌に尽くせぬ悲惨な体験を強制しました。國母といわれた閔妃暗殺、三・一虐殺や安重根事件、

そしてベルリンオリンピックのマラソン優勝者孫基禎氏の辛苦などは、朝鮮民族の苦難と悲劇を象徴する事件であつたと思います。日本国民はこうした加害者としての歴史を片時も忘れてはなりませんし、また忘れないことが今日の日韓関係にとって重要な視点だと考えます。しかも、こうした事態は歴史の中のことではなく、朝鮮民族の南北分断、強制連行された在日韓国・朝鮮人問題やサハリン残留者、在韓被爆者問題など、今日もなお続いている。これらの問題はすべて日本に原因があり、それを解決することが日韓両国民の眞の友好関係の確立につながると考え、私をはじめ日本社会党は全力をあげてきました。

五、日本社会党は、戦前の軍国主義による侵略の歴史を反省し、国民民主権、絶対平和、国際協調を基調とする現憲法を守り、実践することを目標に結集した政党です。私は、この政党に所属することを誇りにし、日本が再び軍事大国への道を歩まないことに、長い政治生活のすべてを捧げてきました。

一九八八年一〇月一二日

日本社会党前委員長  
石橋政嗣

やみません。

六、私は、今回の韓国訪問にあたり、①韓国民衆との眞の和解と友好関係の確立をめざす端緒を切り開くこと②自覚ましい経済発展を遂げオリンピックを成功裡におえた韓国の実情を見聞すること③朝鮮半島の平和と安定を願う立場から、その方途を尋ね私達の任務を探ること——以上、三点が基本的な目的と考えています。私の所属する社会党にとつて、今回の訪韓が近くて遠い存在であった韓国を近くて近い国とするための第一步になればと念願します。

七、私は、初めての韓国訪問で、以上のような諸課題に関して、貴国の各界各層のご意見に謙虚に耳を傾け、お尋ねがあることにについては率直にお答えし、ご要望があればいかなることであれ誠心誠意、実行に移す決意です。「新しい韓国」と「新しい社会党」とが理解しあうことで、「新しい日韓関係」が築かれていくと確信していることを申し述べ、ご挨拶とします。

## 石橋政嗣日本社会党前委員長を 団長とする訪韓団の報告

石橋政嗣前委員長を団長とする訪韓団は、一九八八年一〇月一二日から一六日まで、統一民主党の招待により韓国を訪問した。訪韓団は、韓国滞在中、石橋前委員長が盧泰愚大統領と会談したのをはじめ、韓国の与野党の代表委員・総裁・国会議長・国務総理と会談し、韓国情勢、平和・統一問題ならびに日韓関係について意見交換した。また、中蘇離散家族会や原爆被害者協議会、大韓弁護士会、南北赤十字会談の代表の人々とも会談し、理解を深めた。以下訪韓団の活動について報告する。

石橋政嗣前委員長を団長とする訪韓団は、一〇月一二日一三時〇五分に成田空港を出発し、一五時二〇分に韓国の金浦空港に到着した。石橋前委員長は、空港で、韓国の多くの報道機関や在韓日本記者等からインタビューを受け、韓国訪問に当たって韓国民に挨拶を送った。石橋前委員長は、この挨拶のなかで、ソウル・オリンピックの成功を祝福するとともに、

昨年の「六・二九宣言」以降の民主化の動きを高く評価した。また、日本軍国主義・帝国主義による植民地支配の歴史を反省することが真の日韓両国民の友好確立に寄与することを強調し、今回の訪問の目的が、①韓国民衆との眞の和解と友好関係の確立、②韓国の実情の見聞、③朝鮮半島の平和と安定の方途を探ることであることを明らかにした。(詳細は別紙参照)

訪韓団は、空港での記者会見終了後、直ちにソウル市内のパゴダ公園に向い、公園内にある「三・一独立記念塔」に献花し、一九一九年、独立運動に立ち上り、日本軍国主義によつて犠牲となつた人々の慰靈をした。

訪韓団は、ソウル到着日の一九時から、招待者である統一民主党の金泳三総裁主催の晩餐会に招待され、金泳三総裁をはじめとする統一民主党の多数の幹部とともに、温かい友好的な雰囲気のなかで親しく懇談をした。

との会談において、金泳三総裁は、石橋前委員長の訪韓に歓迎の意を表明しながら「昨日のパゴダ訪問は、韓国民に新たな印象を与えた」と述べ、訪韓団の三・一独立記念塔慰靈訪問を高く評価した。また、「今回の社会党的訪韓を通じて、韓平島と北東アジアの平和、貿易の問題、さらに、サハリン残留韓国人、韓国人被爆、在日韓国人の法的地位の問題等について意見交換し、韓日関係の新たな道を開きたい」と述べた。石橋前委員長は、この金泳三氏の言葉にたいし、「今回の訪韓を実現した、金泳三総裁をはじめとする統一民主党の皆さんのご努力に心からのお礼をいたい」と述べるとともに、「土井委員長からくれぐれもよろしく」といわれてきていると、土井委員長のメッセージを伝えた。石橋前委員長は、さらに、「韓國の人々の対日感情が非常に悪いのは、過去に、侵略し植民地支配した我々の責任である。眞の国民レベルの友好関係を築き上げるために、過去の罪状にたいする反省をすべきである。ひどい目にあつた韓国の人々は、過去のことを子や孫に伝えていくが、被害を加えた方は過去のことを薄め風化しようとしている。(日本で)教科書問題などが多くり返し起つてはいるなど過去における私たちの誤ちを日本の国民に伝えていくことなくして、眞の和解は実現しない。」「過去に、日本

の侵略支配によつて御迷惑をかけたのは、全朝鮮民族であり、日本国民からみて朝鮮・韓国の区別はない。

私たちの真意を理解し誤解をとく機会をつくつて戴いた金泳三総裁に心からお礼を言いたい。」と述べた。また、石橋前委員長は、土井委員長の韓国訪問の希望を金泳三氏に伝えるとともに、金泳三氏を団長とする統一民主党代団を日本に招待し、金泳三総裁は、「ご招待に感謝する」と述べた。

訪韓団は統一民主党との会談終了後、一時四五分から、韓国の与党である民主正義黨の尹吉重代表委員ら党幹部と会談した。

尹吉重代表委員は、「石橋団長は、韓国の分断された責任は日本にあるとの理解と責任を述べ、韓国の問題を御心配されておられることに敬意を表する。社会党が非現実的ともいえる政策をとられ、わが国の存在を認定されず、わが国の分断という現実にたいし公平な態度をとつて下さらなかつたことに遺憾の意をもつてきたが、今の社会党の現実を認めようとする態度に歓迎の意を表明する。盧泰愚大統領の新しい政権は、ソウル・オリンピックを成功裡に終了し東西両陣営の和解の契機をつくりつた。日本の軍国主義の犯したことを探算することが大事であり、現実を認識し、責任を分ちあうことが必要である」と述べた。

これにたいし、石橋前委員長は、訪韓団の訪

問の目的を説明する一方、「日本の植民地支配・帝國主義を本当に真剣に自覚し反省しているのは我々の党であると自負している。私たちの気持を行動で示すために、空港到着後直ちにパゴタ公園にかけつけた。社会党が韓国の存在を認めなかつたということはない。

日本がご迷惑をかけたのは、全朝鮮民族であり、日本政府のように北に謝罪をしないのは不十分である。私たちは、どの国とも友好を深めることができれば嬉しいと思う。」と述べた。

つづいて訪韓団は一三日午後二時から、平和民主党舎を訪ね、金大中総裁ら同党幹部と一緒に一時にわたつて会談した。金大中総裁は「日本社会党がら致事件と死刑宣告の際に、他のどのが外の党よりもよくつくしてくれた」として、社会党の当時の活動に謝意を表明した。また、金大中氏は「訪韓団のパゴタ公園の訪問が韓国人の心を柔らげるのに大変役立つたと思う。『すんだことだから』というのは韓国人は納得しない。韓国人にとつて原則が重要であり、精算されない昔を忘れようとはしないことをよく理解する必要がある」と述べた。

続いて、訪問した、新民主共和党中央党舎では、金鐘泌総裁ら党幹部が訪韓団と会談した。金鐘泌総裁は、南北対話、統一問題について「南北は同じ民族だが、たいへんなけん

かをしているので第三者が必要。社会党は間に入つて役割を果してほしい」と希望した。

石橋前委員長は、一四日午前九時半から大統領府（青瓦台）で韓国の盧泰愚大統領と五〇分にわたつて会談した。この会談には、統一民主党の金泳三総裁も出席した。石橋前委員長は、まずはじめに、ソウル・オリンピックの成功にお祝いを述べると、盧大統領はその言葉に謝意を表しながら、「外交は超党派にすべきであり、そのため金泳三総裁が努力された。石橋先生の初訪韓を歓迎する。今回

の訪韓で韓国の正しい姿を理解して戴いたい」と述べた。また、石橋前委員長が、国民レベルの友好確立の必要を強調したことに対し、大統領は「過去は過去であり、これからが大切であり、お気になさらぬで下さい」と答えた。また、石橋前委員長が、「私たちは韓国を認めないと、いうことはない。韓国を認めるからこそ韓国に「行こう」といった。新しい社会党と新しい韓国との友好関係をつくりたい」と述べたのにたいし盧大統領は「けつこうです。ぜひ継続して下さい」と述べた。さらに、石橋前委員長が、「南北両国の平和と安定に重大な関心をもつてゐる。お役に立つことができれば何でもやりたいと思つていい」と述べると大統領は「ありがとうございます」と述べた。さらに、石橋前委員長が、「日本の植民地支配）で迷惑をかけたのは全朝鮮であり、

日本政府が「南」としか関係をもたず、「北」に何もしていないので、日本にも「北」に謝罪する人がいることを示すために、「北」との友好を第一にしてきた」と述べると大統領は「社会党に「北」とつき合うなとか友好関係を持つな、というつもりは毛頭ない。社会党の「北」への思いは、私たちの「北」の同胞への思いに比べれば十分の一であり、私たちの方が「北」を心配し友好的な気持をもっている」とこたえた。

また、石橋前委員長が在日韓国政治犯の釈放を強く希望したのにたいし、盧大統領は、胸に手を当て「胸に銘記します」とこたえ、在日韓国人政治犯の釈放に積極的に応ずる姿勢を示した。

一四日午後二時から訪韓団は韓国国会の金在淳議長を表敬訪問した。金在淳議長は「今回は個人的訪問をされているが、実質的には社会党を背負つてきた国会議員や書記局の皆様を迎えることができ嬉しく思う」と述べ、

さらに「日本の野党第一党と四〇年間交流してこなかつたことは奇異なこと、不自然なことである。石橋先生一行の訪韓を契機に、不自然な関係を改め、社会党を日韓議連に加入し友人として会いたいと思う」と述べた。社会党の日韓議連加盟については、会談を行なったすべての党から希望されたが、石橋前委員長は「新しい社会党と新しい韓国との間に

新しい日韓関係ができる。今後とも両国民の真の友好確立のため努力したい。日韓議連加盟について、四党との会談でもいわれており、

帰国後、土井委員長に伝える」とこたえた。

また、午後三時から会談した、李賢宰国務総理も「韓日関係は、近くて遠い国でなく、

近くて近い国になるべきである。韓国の民主化のためにあらゆる努力をしている」と述べ、石橋前委員長は、「民衆レベルの関係をつくり、不正常な時代が長く続いた両国関係を改めたい」とこたえた。

訪韓団はこれらの一連の会談の他、統一民主党をはじめ、平和民主党、新民主共和党及び民主正義党ならびに金在淳国會議長から、会食に招待され温かいもてなしを受けたことを報告しておきたい。

#### 石橋政嗣日本社会党前委員長を 団長とする訪韓団名簿

##### 団長

石橋政嗣 日本社会党前委員長、衆議院議員

##### 団員

五十嵐広三 衆議院議員・中央執行委員自治

体局長

久保田真苗 参議院議員・中央執行委員女性

局長

水田 稔 衆議院議員

安田 修三 衆議院議員  
山下八洲夫 衆議院議員  
鈴木 和美 参議院議員

温井 寛 政策審議会事務局長  
安井 栄二 國際局國際部長  
池内 尚郎 社會新報記者

鈴木 和美 政策審議会事務局長  
安井 栄二 國際局國際部長  
池内 尚郎 社會新報記者



## 議員定数に関する最高裁判決について

日本社会党  
書記長 山口鶴男

一、最高裁判所は本日、去る一九八六年七月六日施行の衆議院議員選挙について、憲法

一四条が規定する投票価値の平等に違反しないとして上告を棄却した。これは遺憾な判決であり、わが党は到底、承服できない。

一九八八・一〇・二六（談話）

今回の判決に際しても反対意見、補足意見等で言及しているとおりである。

四、一九八六年の公職選挙法改正に際しては、衆議院本会議において改正はあくまで暫定措置であり、国政調査の確定人口の公表をまつて「速やかにその抜本改正の検討を行う」との決議を採択した。中曾根、竹下両内閣とも抜本改正を最大の政治課題に掲げながら、その公約を放置してきた責任は極めて重大である。したがって、わが党は憲法の平等規定に即して議員定数配分に直ちに着手するよう求めるものである。

## 「原子力の日」にあたつて

日本社会党書記長  
山口鶴男

一、チエルノブライ原発事故を契機に、ヨーロッパを中心として世界は脱原発の方向へ

三、わが党がかねてより主張してきたように、議員定数分配にかかる選挙権の平等の原

棄却したことは、最高裁の違憲審査権を放棄したものと言わざるを得ない。

二、今回の判決は、最高裁が過去に判示してきた「一対三以内の格差は合憲」とする判例に即したもので、極めて問題である。とにかく三倍の格差を合憲とする最高裁判決には、何らの科学的合理性がないにもかかわらず、今回も、その判例に準拠して上告を棄却したこと、最高裁の違憲審査権を放棄したものと言わざるを得ない。

一、チエルノブライ原発事故を契機に、ヨーロッパを中心として世界は脱原発の方向へ大きく転換し始めている。日本においても、原発に不安を抱く国民が過半数をこえ、脱原発を求める世論は定着しつつある。

一、わが党は一日も早く、原子力発電に依存しない新しいエネルギー構造を実現するため、政府、民間が協力して、二十一世紀への新エネルギー開発の先進国となるよう積極的に努力する。

一、今日、稼動中の原発は、さまざまな事故、故障の多発、原子炉の劣化、脆化の進行など、きわめて危険な状態で運転されている。比率が限度である。この点については、今

## 原発等に関する申し入れ

今世界は脱原発のうねりの中になります。

ところがひとり日本だけは少しも省ることもなく猪突猛進を続けるかにみえます。

しかし一方では国民世論をみると、日増しに脱原発を願う気持が強まり、原発反対者が賛成者をはるかに上回っています。他方では、当初の予想を越えて原子炉の中性子脆化が深刻化したり、原子炉の元設計者によって重大な事実が明らかにされたり、大事故につながりかねない中小の事故が各原発で続発したり、青森の再処理工場予定地には活断層のあることが内部告発で明らかになつたり、岡山や鳥取では動燃事業団がウラン鉱石の廃棄物さえまともに取扱えていないことが判明するなど、見過ごすことのできない事実が次々に現われています。

そのため私たちは、「原子力の日」に当たり、次のことを強く求めるものであります。

### 記

一、製作時に相当劣化させたおそれのある東京電力福島第一原発の四号機と、中性子脆化が特に深刻に進んでいる関西電力美浜一

号機は即時休止すること。

二、NRC（米原子力規制委員会）が格納容器に重大な欠陥のあることを指摘しているマークI型炉や、中性子脆化が深刻化したり、蒸気発生器細管の腐食が進行している原発については、厳密な総点検のため休止すること。

三、北海道電力泊一号機、東京電力柏崎刈羽二・五号機、北陸電力能登一号機、中国電力上関、高速増殖炉「もんじゅ」など、試運転又は建設及び建設準備中のものは中止すること。また、日本原電東海第二は紛失した燃料容器の座金を徹底的に調査するため運転再開は中止すること。

四、世界に類をみない劣悪な立地条件に建設が強行されようとしている六ヶ所村の核燃料サイクル基地計画と幌延の廃棄物貯蔵施設等の計画は中止すること。

五、使用済核燃料及び放射性廃棄物は、英、仏に持ち出すことも国内で移送することも中止し、各原発敷地内で厳重に管理貯蔵するものとすること。

六、何の意味もない原子力船「むつ」の試験

計画は即時中止し、試運転によつて核分裂生成物を生じさせることのないまま、廃船処分とし、博物館にすること。

七、現在設備利用率の低い火力発電を優先稼動させること、定期点検は夏の需要ピーク時を外し他の月に割りふることなどによつて、一日も早くすべての原発を休止すること。それに至るまでの間、過酷事故を想定した防災計画を早急に立て、全住民参加の避難訓練を実施すること。国民の税金や公料金を使っての一方的な原発推進PR活動をただちに中止すること。

八、原発関連予算を燃料電池発電、コ・ジェネレーション、太陽光発電、超電導電力貯蔵等々の開発・利用の促進に向けること、日本の先端技術はこのよくな分野でこそ世界をリードすべきこと、それらの本格的な展開を容易にするために電気事業法を改正する(①「資産」の大きさに比例して「事業報酬」を定め、価格を決める方式はやめる②発電の分散化を促進する③自家発の余剰電力買取りなどを九電力に義務づける)ことなどによつて、中・長期的にも脱原発を可能にすること。

日本社会党原発対  
策全国連絡協議会

会長 田辺栄作

通商産業大臣

田村元 殿

科学技術庁長官

伊藤宗一郎 殿

一九八八・一〇・二九

## RMA提訴「却下」についての談話

一〇月二八日、アメリカ通商代表部（USTR）は、日本のコメ市場開放を求める全米精米業者協会（RMA）の提訴を却下すると同時に、一二月のウルグアイ・ラウンド中間レビューで日本がコメ市場開放を示唆しないならばRMAの再提訴を促す意思を明らかにした。これは、「却下」どころか、実質的には「受諾」と何ら変わりのない決定であり、「歓迎」どころか、最大級の抗議に値する。

コメはわが国の国民の主食であり、その安

わが国の国益の根幹部分に対する挑戦であり、政府は、国民各界各層と一体となって、コメ市場開放を断固拒否する姿勢を貫くべきである。

一九八八年一〇月二九日

日本社会党農林水産局長  
竹内猛

定的供給を確保することはわが国にとって死活的に重要である。また、コメは日本農業の根幹であり、その生産は日本経済を支える重要な柱である他、国土の保全、伝統文化の保存などの重要な役割を担っている。さらに、三度にわたり、コメ市場開放反対の国会決議を行つてているところでもある。このようなコメの供給について、完全自給体制を堅持することは絶対に必要である。

したがつて、この度のUSTRの決定は、

## 米大統領選挙結果について

日本社会党書記長

山口鶴男（談話）

一、八日実施された米大統領選挙でブッシュ氏がデュカキス氏に大差をつけて第四一代目の米大統領に選出された。われわれは、まず初めに、勝利を手にしたブッシュ氏にお祝いの言葉を送りたい。

一、今回のブッシュ氏の勝利は、米国の政治・

経済の現状維持を望む米国民の声が選挙に反映した結果と思われる。しかし、米国経済の現状は膨大な財政赤字と貿易赤字、さらには六千億ドルにも達しようとする巨額の対外債務をかかえており、このことは、米経済のみならず世界経済を危機的状況に追い込む危険性をもっている。我々はこうして

さらに反核・軍縮の国際世論に応えて、

日本にたいする軍備増強要求を止め、核巡航ミサイルを太平洋から撤去し、アジア・

太平洋地域の軍縮と平和のために努力して

ほしい。また、日本の農民が強く反対している日本に対する米の自由化要求を撤回し、日米両国民の眞の利益につながる日米関係の構築のため行動することを希望する。

期待したい。

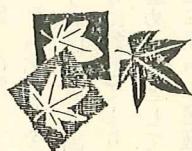
一、我々は、ブッシュ新大統領がINF条約調印後の軍縮とデタンントの国際的な流れを

以上

前号訂正のお知らせ

30ページ、「米の自由化反対に関する決議（案）」は、「米の自由化反対に関する決議」の誤りでした。

なお、この日付けは、衆議院が二〇日、参議院が二一日の誤りにつき、お詫びして訂正します。



## 二一世紀にむけた国民本位の交通政策の確立のために——交通基本法の制定についての提言——

早川幸彦

時速三〇〇キロ以上の高速鉄道の実用化が近いとされるかたわら、都市部における通勤・通学地獄はその極に達し、一方で過疎化の進む地方では、鉄道やバス路線の撤退が相次ぎ、国民の足の確保が困難な状況が生じている。また、年間六〇万人を越える死傷者数を出す交通事故は、まさに交通戦争そのものであり、自動車の排ガスや騒音、振動などの交通公害とともに国民生活の広い分野に深刻な影響を与えている。また、輸送部門における熾烈な競争は、貨物自動車や内航海運の秩序に大きな混乱をもたらすとともに関係労働者の長時間労働を強要し社会的批判を受けている。

このような交通に係わる「負」の側面とも言うべき諸矛盾の拡大は、これ以上続けば、国民の将来に大きな犠牲を強いること必至といわなければならず、その早期の克服は政治に課された重要な問題である。

もとより交通は、衣・食・住とともに現代社会において生活の基礎的要件である。ところが、わが国における交通に係わる諸制度は、施設の整備から事業の運営やその規制、費用負担そして安全の確保にいたるまで多元化しており、そのため関係する省庁も多く、それぞれが縛張り意識のなかで個別政策の遂行に努めており、政策の整合性や一貫性に欠けることが多く、そのことが交通問題の抜本的解決に大きな

支障となつてゐる。また、今日の交通に係わる行政は、道路交通等の部分を除きそのほとんどが中央集権的なものとなつており、地方自治体の役割が軽視されており、このことは、国民の日常生活に関する諸問題について、地域住民の意思を反映する仕組がないということであり、民主政治確立の観点からも問題である。

なお政府は、昨年、二〇〇〇年を目指として「多極分散型国土の形成」を図ることを内容とする四全総を策定し、その具体化に着手した。そして交通の分野では、「国際交通機能の強化」「全国一日交通圏の構築」「交通網の安定性の向上」を柱にして道路、港湾、空港、鉄道等の施設の整備や地域交通及び貨物輸送のシステム化などを行なおうとしている。そして一方では、「行政改革」という名において国鉄の分割・民営化を断行してきたが、さらに、交通事業等に対しても一層の「参入の自由」をもくろむ大幅な規制緩和策を進めようとしている。このことは、さらなる高度経済成長のために交通に係わる諸施策を従属させることであります、一九八一年の運輸政策審議会の答申の基調である「各種交通機関の競争と利用者の自由な選択が原則」ということをさらに強力に進めることにほかならない。

しかし、こうした政府の進める諸政策が、今日拡大している交通に

係わる諸矛盾の解消に有効な手だてとなる保障はない。整合性がなく、それぞれが財源を異にして進める鉄道、港湾、道路、空港などへの投資のあり方は、国民生活を真に安定させるための基盤整備というよりは、産業政策優先で進められているものであり、また、利用者を含めた費用負担の原則があいまいのままであることは、各交通機関間の公正な競争条件の確保の点からも問題である。また、財界等が強く主張する物流コスト削減のための貨物自動車運送事業等の規制緩和策は、

今日三七、〇〇〇を越える圧倒的多くの中小零細事業者にさらに過酷なサバイバルゲームを強いることになろう。

今日の「車社会」にあつて各国とも交通政策の遂行に苦慮しているが、フランスでは、一九八二年、ミッテラン政権下において、すでに時代にそぐわなくなつた交通関係諸法規を大胆に清算し、道路、鉄道、航空をはじめ自転車や徒步に至るまでの交通手段を組入れ「統一した理念」で対応できるよう「国内交通基本法」を制定している。そして①利用者の交通権を明らかにする②地域圏の発展、都市の整備、環境保全、エネルギーの効率的利用、安全などに關し各輸送機関の調和及び相互補完的な発展を図る等の政策目標を掲げる③地方分権化をはかる④交通機関の整合性をはかる⑤労働条件の等質化をはかる⑥交通費用の負担の方法を確立する、などについての基本原則を法的に確立したこととは注目される。

わが国においても、今後、より一層の国際化、情報化そして高齢化の社会を迎えるにあたり、国民の交通に対するニーズも変化することが予想されるが、交通に係わる諸問題を解決し、眞に国民のニーズに對応した施策の遂行のためには、旧来からの個別事業法を中心の対処ではもはや限界である。よつて国民生活における交通についてのシビルミニマムの確保、調和のとれた設備投資、各交通企業の適正な事業運営、国や自治体の責務などについて、一貫した理念で系統的な施策を推進することこそが、二一世紀にむけた国民本位の交通政策でなければならぬと考へる。その立場から、以下の交通基本法（仮称）を制定することを提言したい。

## 交通基本法案要綱（骨子）試案

### 一、総則

#### (一) 目的

今後わが国の経済社会は、国際化、情報化及び高齢化がますます進展すると予想される。こうした中で、国民が各種交通機関を自由に均しく選択し、安全かつ快適に利用できるようとする必要があり、そしてまた、交通が、国土の総合的かつ普遍的開発を果たす上で重要であり、国民経済の発展と国民生活領域の拡大に資するものであることを考え合わせ、この法律は、交通全般に関し、国及び地方公共団体、車輌・船舶及び航空機を所有・使用する事業者等の責務を明らかにするとともに、経済社会情勢の著しい変化に対応した、国および地方公共団体の行うべき総合的な施策の基本を定めることにより、交通体系の整備、交通安全の確保、交通環境の整備、交通労働者の適正な労働条件の確保等の推進をはかり、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### (二) 国の責務

国は、国民の生命、身体及び財産を保護する使命を有することにかんがみ、陸上交通、海上交通及び航空交通に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

#### (三) 地方公共団体の責務

地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、国

#### (四) 交通事業者の責務

車両・船舶・航空機（以下「車両等」という。）を所有・使用して

交通事業を営む者は、車両等を安全に保つとともに、安全かつ適正な事業の運営に努めなければならない。

#### (五) 財政措置

政府は、交通に関する施策の実施に必要な財政上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

#### (六) 国会に対する報告

政府は毎年、国会に、交通に関して講じた施策の概況に関する報告を提出しなければならない。

### 二、交通体系の整備

#### (一) 國際交通体系の整備

国は、国際化の進展に伴い、今後ますます海外との旅客・貨物等の移動が時間・地域を超えて増大するという事態に対処するため、国際交通体系の地球的規模の利用を可能とする体制の整備に努めなければならない。そのため、

1 航空需要の動向を見極めつつ、国際基幹空港及び国際定期便の就航する地方空港の整備・拡充をはかる。

2 大量の原材料輸送の迅速化、製品輸送の拡大、国際物流中継機能の強化等をはかるため、全国の主要港湾においてコンテナターミナルの整備、多目的バースの整備等国際海上交通網の形成に役立つ国際港湾の整備をはかる。

3 近年の情報化、国際化の進展、国民のレジャー活動の高まりの中で、活発化する国際交流に対応した港湾及びその周辺の整備をはかる。

#### (二) 国内交通体系の整備

##### 1 旅客輸送

国は、国民の多様なニーズや財政、空間等の制約に配慮した投資の重点化、効率化をはかりつつ、航空、鉄道等の高速交通体系の整備を推進し、高速交通機関の空白地域の解消をはかり、都市相互

間の連絡や地域の一体化を促す国内幹線交通網の整備をはかるとともにモータリゼーションや過疎過密の進展に伴い都市部で慢性的な混雑や渋滞、地方での事業の悪化による足の確保の困難性を克服する公共交通機関を中心として効率的な地域交通体系の整備をはかる。

##### (1) 鉄道

国は、高速かつ定時に、大量の貨客を輸送するため、大都市圏輸送、地方主要都市輸送及び中長距離都市間輸送の分野において基幹的交通基幹としてその役割を果す幹線鉄道網の整備をはかるとともに、地域住民の利便性の向上、地方の振興等に寄与するため、新線の建設、在来線の速度の向上、車両の居住性、快適性の向上、乗継施設の改善等を推進する。

##### (2) 航空

国は、航空輸送の増大、高速性などの要請に対処するため、航空需要の動向、開発効果等を勘案しつつ大都市、地方、離島を相互に結ぶ国内幹線航空網の充実強化をはかるとともに、高速交通機関の恩恵のうすい地域での利便性と活性化をはかるため地方空港、コミュータ航空の整備を推進する。

##### (3) バス

国はモータリゼーションの進展により都市部においてバスの走行環境が悪化し、利便性が低下している現状にかんがみ、都市新バスシステム等の導入、専用・優先レーンの整備等の推進をはかるとともに、過疎化の進展とマイカーの普及等により利用者の減少している地方バスの維持・存続をはかるため必要な施策（助成措置等）を講ずる。

##### (4) ハイマー・タクシー

国は、ハイマー・タクシーが公共交通機関として鉄道及びバス輸送を補完する役割が果たせるよう必要な施策を推進する。

## (5) 道路

国は道路交通の量的拡大、広域化、定時性などの要求に応えるため、全国土にわたつて規格の高い幹線道路網の整備をはかるとともに、都市と周辺地域とを連絡する道路網の整備、幹線道路へのアクセス路線の整備、生活道路の整備等を進める。

## (6) 海上交通

国は、離島等における生活航路の整備を行う。

### 2 貨物輸送

国は、鉄道、自動車、海運、航空の貨物輸送について、安定した輸送体制を確立するために施設の整備、機器の開発・導入をはかるとともに事業の協業化を推進し、経営の安定をはかり併せて荷主、事業者の協力を得て輸送秩序の確立に努める。

## 三、交通安全の確保

### (一) 車両等の安全性の確保

国は、車両、船舶、航空機等輸送機器の安全性の確保をはかるため、車両等の構造、設備、装置等に関する保安上の技術的基準の改善、車両等の検査の充実等に必要な措置を講ずる。

### (二) 車両等の安全運転等の確保

国は、車両等の安全な運転・運航の確保をはかるため、車両の運転者・船員及び航空機乗務員等の教育の充実、運転者等の資格に関する制度の適正化、過積載の禁止の徹底等車両等の運転・運航管理の改善、運転者等の労働条件の適正化等に必要な措置を講ずる。

### (三) 情報の収集及び周知

国は、交通の安全に関し、気象情報その他の情報の迅速な収集及び周知をはかるため、気象観測網の充実、情報通信施設等の整備を行ふ。

## (四) 交通安全に関する知識の普及

国は交通安全の知識の普及及び交通安全思想の高揚をはかるた

め、教育、広報活動の充実に努める。

## (五) 交通環境の整備

国は交通環境を整備するため、交通安全施設、交通の規制、管制の適正化、道路等の使用の適正化に努める。

## 四、交通公害の防止

### (一) 発生源対策

国は、交通による騒音、振動、排ガス海洋汚染等を防止するため、自動車、鉄道、航空機、船舶等の構造、装置の改善、規制基準の設定等必要な施策を講ずるとともに規制基準に適合した車両の開発及びこれへの代替促進等の措置を講ずる。

### (二) 周辺対策

国は、交通総量の規制、公共交通機関の優先利用、交通事業者の共同、協業化の促進、海洋の浄化、空港周辺の環境保全のために必要な施策を講ずる。

### (三) 環境アセスメントの実施

国は交通公害の未然防止及び自然環境保全をはかるため、大規模な開発事業の実施に際しては、当該事業が周辺に与える影響について、事前に十分な評価をするための施策を講ずる。

### (四) 監視、測定等の体制の整備

国は、交通公害の防止のため、その状況の把握と規制基準の適正な実施をはかるため必要な監視、測定、検査の体制を確立するとともにその情報の提供体制を整備する。

## 五、災害対策の推進

国は、輸送施設及び交通機関に関連する災害から国民の生命、身体、財産等を保護するため、災害の予防、応急、復旧の基本となる施策の策定及びこれらの実施のための措置を講ずる。

## 六、費用負担の原則の確立

国は、交通施設の整備及び交通機関の運営の費用について、運賃、

料金の設定を含めた費用負担の原則を確立する。

## 七、交通弱者に対する措置

### (一) 交通弱者のための交通施設の改善、整備

国は、老人、身障者等交通弱者のための交通施設の整備、改善及びその運用について必要な施策を推進する。

### (二) 被害者の救済

国は、交通に起因する事故・災害等から被害者の救済をはかるため必要な措置を講ずる。

## 八、交通技術の開発

国は安全性の確保、利便性の向上、公害の防止、経営の効率化、低コスト化、省エネルギーなど広範な社会的要請に対応するため、交通インフラストラクチャー（磁気浮上式鉄道の輸送機器、大水深港湾等の交通基盤施設など）の整備、省エネ車、無公害車等の技術開発を推進する。

## 九、交通労働者の労働条件の適正化

国は、交通事業に従事する者が、安全の確保に徹し、かつ、利用者のニーズに的確に応えられる業務に専念できるようその労働条件の適正化をはかる。

## 十、情報の提供体制の整備

国は、気象情報を迅速かつ的確に提供するための体制を整備する。また、交通機関の利用者の利便と利用の拡大等をはかるため、混雑、渋滞や予約情報や観光情報等の各種情報の提供体制を整備する。

## 十一、交通行政の一元化と権限移譲

交通・運輸行政を一元化するため交通省（仮称）を設置する。また、住民生活に密着した権限は地方公共団体に移譲する。

## 十二、投資の一元化

鉄道、港湾、空港、道路などの設備投資が調和のとれたものとして行なわれるよう、投資の一元化をはかる。

## 十三、交通審議会

国民のニーズに適応した総合交通体系の確立のための必要な施策の策定、安全の確保、費用負担のあり方、交通労働者の労働条件、技術開発、行政権限の配分等について調査審議をするため、行政、学識経験者、事業者、交通関係労働者、利用者代表で構成する機関を設ける。

## 十四、国民の「交通権」の確立

憲法の保障する居住移転の自由（憲法二十二条）の交通における基本権として「移動する自由」「移動に際しての各種交通機関を選択する自由」「物資の輸送に当つて自ら行うか、他人に委託するかの自由」などを内容とする「交通基本権」の確立をはかる。

以上

（政策審議会・書記）

## 編集後記

毎年一〇月一日は「法の日」であり、一日から一週間は「法の週間」である。「法の日」とは、事情や理由はどうあっても「法は守るう」というもの。法律に好き嫌いをなくし、国民に法を遵守する義務を自覚させるために設けたものである。それは法学概論で名言といわれている「悪法も法なり」の精神を徹底することでもある。もつとも、この現行法尊重厳守の精神が全国民に確認されていなければ法治主義国家は成立しない。終戦時、食糧管理法を守つて（ヤミ米を食べず）餓死した裁判官もいたことを想起する。この「法の日」創設の閣議決定は一九六〇年六月二十四日である。これは国会南門での安保闘争で、東大四年・権美智子さんが機動隊に虐殺され、翌日マスコミが「全國民に告ぐ」という共同声明で、双方に法を守れ、つまり「法治主義に戻ろう」となり、それから八日後にこの「法の日」が閣議決定されたのである。▼安倍幹事長は議院証言法を改正しない限り、喚問には応じない」と会見した。この発言は「現行法を守らない」と公言したことで法に対する真っ向からの挑戦である。憲法九九条や国家公務員法等では、公務員に憲法等法律遵

守義務が明記されている。安倍晋太郎衆議院議員は特別国家公務員であるから公然と憲法九九条を無視したことになる。繰り返すが、重大なのは「喚問には都合がつかない」とか「もう少し時間を待つてくれ」というのではなく、「改正しない限り応じない」と言い切つてのことだ。これはまぎれもなく法に対する挑戦そのものである。さらに許せないのは「役員会議で改正しない限り応じないと決定した」と会見したことだ。これでは安倍議員はアウト・ローであり、自民党はその無法者集団で、まるでヤクザ暴力団であるといわねばなるまい▼当然ながら違憲立法審査権をもつ最高裁長官といえども法を恣意的に選択できない。したがって、安倍発言とその行為は司法、立法の二権を侵害し三権分立を破壊したまさに「独裁的暴挙」である。断じて許せない。リクルート疑惑はシーメンスやロッキード等とは比較できない明治以来の最悪最大の腐敗汚職事件だ。中曾根→竹下、宮沢、安倍、渡辺等々内閣・党総ぐるみによる法治主義ぶち壊しと暴力（強行採決）が支配するグロテスク・エコノミック巨大アニマル国家に日本は落ちてゆく。しかし、いつの世も不正義に憤激するのは学生だが、いまはいない。庶民に「法の日」を説き、政府は暴言暴挙を重ねる悲惨な今日、韓国の学生が羨しい。

(S)

### 政策資料編集委員会

委員長  
伊藤茂

岩垂寿喜男  
細谷治嘉

松前仰  
上原康助

小野信一  
小林恒人

河上民雄  
清水勇

田中恒利  
中村茂

戸田菊雄  
永井孝信

水田稔  
安田修三

志苦裕  
安田修三

矢田部理  
押田三郎

福間知之  
瀬尾忠博

佐間田勝美  
渡辺博

村沢牧  
浜谷惇

佐藤敬治  
佐藤敬治

福間知之  
瀬尾忠博

会計監査  
会計監査

本岡昭次  
本岡昭次

### 「政策資料」購読料のお知らせ

定価一部

三〇〇円

送料一部

五〇円

年間購読料

四二〇〇円（前納）

ご送金は左記へお願いいたします。

郵便振替 東京8-80821

又は

大和銀行 衆議院支店

普通 203888

日本社会党政策審議会

# もう一つの日本と世界

—21世紀への社会経済転換計画—

## 私たちの選択

リクルート、不公平税制……  
こうした歪んだ政治や社会を  
変えるために

### 本書の活用で選挙闘争の勝利を！

土井たか子委員長



会党の「もう一つの日本と世界」は、その一つの回答で  
歪んだ政治や社会を変え、世界と共に生きる日本の現実は可能なかつ。私たち社

す。国政の場で、地域社会の中で、そして世界との交流の場で検証されることを願つてやみません。（本書「発刊にあたって」から）

伊藤茂政策審議会長

いま税制改革をめぐる激しいたたかいに直面していますが、国政選挙闘争の勝利のために活用を希望します。（本書「あとがき」から）

### —内容—

#### I もう一つの生活、もう一つの日本と世界を

#### II 社会経済の転換・われわれの設計図

##### (i) 転換のための七つの目標

1. 新しい豊かさ・生活の質の向上
2. 豊かな社会・人間の都市をつくる
3. 新しい産業政策、産業構造の展望
4. 財政・税制・金融政策の方向を変える
5. 世界に貢献する日本・グローバルな視点に立つ経済政策
6. 平和・軍縮の象徴となる日本
7. 豊かな人間性と文化の社会

##### (ii) 社会経済転換計画をすすめるプロセス

###### —二段階・二つの中期五カ年計画—

1. 21世紀への改革の前提条件
2. 第一段階・中期五カ年計画の基本的考え方
3. 豊かな社会への七つの改革プラン

#### III 国民の力が社会を変える

## 発売中！

価格 600 円 郵送料別

お申し込みはお早目に

日本社会党政策審議会

〒100 東京都千代田区永田町2-2-1

衆議院第一議員会館

TEL 03(581)5111 内線3880-4

FAX 03(502)5857



昭和50年10月9日第三種郵便物認可  
1988年12月1日発行  
政策資料第267号  
毎月1回1日発行

---

編集人 政策資料編集委員会  
発行人 伊藤茂  
発行 日本社会党政策審議会  
東京都千代田区永田町 衆議院第一会館  
電話 東京03(581)5111 内線3880~4  
FAX 東京03(502)5857  
**定価300円 (送料50円)**

---